



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○県議会定例会の招集（財政課）	1
○歳入の収納の事務の委託（農政経済課）	1
○都市計画の変更・6件（都市計画・モノレール課）	2
○公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）	3
○防災街区整備事業組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）	3
○歳入の収納の事務の委託（住宅課）	4

公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課）	4
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）	4
○位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課）	5
○建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課）	5
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	5
○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	7
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）	8
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）	9

公安委員会事項

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長等への委任に関する規則	11
--	----

監査委員事項

○包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表	11
-----------------------------------	----

選挙管理委員会事項

○宮古島市長選挙における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	68
○宮古島市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	72
○宮古島市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	74

告 示

沖縄県告示第326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年第3回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成29年6月20日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第327号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス

(2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号

3 委託期間 平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

沖縄県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画の名称 名護都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画の名称 中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画の名称 那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那

那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画区域区分
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市、豊見城市及び南風原町
 - (2) 削除する部分 なし
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

沖縄県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

沖縄県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

沖縄県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
 - 2 公共測量を実施する期間 平成29年6月19日から平成30年3月30日まで
 - 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）（4級基準点測量）
-

沖縄県告示第335号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
 - 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
 - 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成31年3月31日まで
 - 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
 - 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
 - 6 変更の内容 事業施行期間を「平成26年5月30日から平成31年3月31日まで」から「平成26年5月30日から平成33年3月31日まで」に変更する。
 - 7 変更の認可の年月日 平成29年5月23日
-

沖縄県告示第336号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成29年度県政広報テレビ番組等制作・放送業務委託 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 3 契約の相手方を決定した日 平成29年4月3日
 - 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番地17号
 - 5 契約金額 40,215,960円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号
-

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢崎二丁目17番1号
- 5 契約金額 54,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 隨意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

那覇市寄宮2丁目の一部の位置境界不明地域内の土地について、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第14条第1項の規定による調査及び測量を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第14条第3項において準用する国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 地域 那覇市寄宮2丁目の一部の地域（304番3及び304番4）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成29年2月1日から同年3月24日まで
- 4 閲覧期間 平成29年6月14日（水曜日）から同年7月3日（月曜日）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰靈の日を除く。
- 5 閲覧場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県企画部土地対策課
- 6 誤り等の訂正の申出
 - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
 - (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
 - (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 処分をした年月日 平成29年6月2日
- 2 商号名 有限会社南風原工務店
- 3 代表者名 玉寄勝也
- 4 所在地 那覇市字国場1169番地6 ピュアセブンズ102
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（特-25）第7553号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 営業停止の期間 平成29年6月16日から平成30年6月15日まで
- 7 処分の原因となった事実 当該業者の元代表取締役及び元社員は、平成26年3月に執行された「渡名喜村歯科診療所建築工事」及び同年11月に執行された「渡名喜島重要伝統的建造物群・保存修理工事（大城邸・池原邸）」の指名競争入札に際し、他の者と共に謀の上、入札を妨害したとして公契約関係競売入札妨害及び贈賄により平成29年3月、那覇地方裁判所において元代表取締役は懲役1年6月、元社員は懲役1年2月の判決を受け、その刑が確定している。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年12月22日
- (2) 商号名 株式会社北盛建設

- (3) 代表者名 北谷清盛
(4) 所在地 那覇市宇栄原4丁目6番22号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第7503号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年11月15日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年12月22日
(2) 商号名 有限会社コスモ開発
(3) 代表者名 相吉政
(4) 所在地 沖縄市泡瀬五丁目22番23号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12092号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年11月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年12月22日
(2) 商号名 シンコウテック
(3) 代表者名 新城安幸
(4) 所在地 八重瀬町字後原449番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12885号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年12月22日
(2) 商号名 久建工業株式会社
(3) 代表者名 久米廣枝
(4) 所在地 那覇市小祿2丁目6番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第6163号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年11月30日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年12月22日
(2) 商号名 有限会社中井開発
(3) 代表者名 桃原昌之
(4) 所在地 那覇市字上間482番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第10434号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年12月22日
(2) 商号名 スペースデザインカンセイ
(3) 代表者名 真喜志純
(4) 所在地 浦添市仲西一丁目7番2号エンゼルハイム仲西208
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第10383号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年12月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成28年12月28日
(2) 商号名 仲大鉄筋工業
(3) 代表者名 仲大健
(4) 所在地 読谷村字座喜味651番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11551号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年1月11日
(2) 商号名 沖縄水質改良株式会社
(3) 代表者名 天願智一
(4) 所在地 那覇市曙3丁目20番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第2582号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年12月7日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年1月11日
(2) 商号名 松川住宅設備株式会社
(3) 代表者名 松川盛勇
(4) 所在地 石垣市浜崎町二丁目6番地38
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第9789号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年1月11日
(2) 商号名 有限会社五和工業
(3) 代表者名 嘉手納靖
(4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目32番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第10636号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業の一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月2日 沖縄県指令土第583号
2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室安室原30番3及び31番1
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字安室37番地 上間千夏
5 検査済証番号 平成29年6月1日 第4375号
6 工事完了年月日 平成29年4月28日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月1日 沖縄県指令土第917号、平成24年11月19日 沖縄県指令土第1185号（変更）、平成26年1月30日 沖縄県指令土第57号（変更）、平成27年12月2日 沖縄県指令土第911号（変更）、平成28年4月18日 沖縄県指令土第336号（変更）、平成29年4月17日 沖縄県指令土第325号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字宇茂佐773番1ほか5筆（4工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成29年6月2日 第4376号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月21日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する特定役務の名称 県立学校校内LAN保守管理業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) ローカルエリアネットワーク（以下「LAN」という。）の構築、運用又は保守のいずれかの業務に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の賃借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ LANの構築、運用又は保守のいずれかの業務に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 平成29年6月14日（水曜日）から同月28日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も隨時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請時項変更届を提出しなければならない。
(1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの類
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する県立学校校内LAN保守管理業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年6月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
(1) 調達する特定役務の名称及び数量 県立学校校内LAN保守管理業務委託 一式
(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 履行期間 平成29年8月1日から平成32年7月31日
(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア 平成29年6月13日付け沖縄県公報定期第4552号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による県立学校校内LAN保守管理業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者
イ 沖縄県内に本社、支店または営業所等を有すること。
ウ 障害対応業務体制証明書を平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、県立学校校内LANに障害が発生した場合において、本島内にあっては1日以内に、本島外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者
エ 仕様書に定める主任技術者及び専任の技術者を配置ができること。
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
(1) 時期 平成29年6月14日（水曜日）から同月28日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日（以下「慰靈の日」という。）を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-271

1

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成29年6月14日（水曜日）から同年7月20日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰靈の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)に示す場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年7月24日（月曜日）午後2時

(2) 場所 沖縄県庁13階入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年6月14日（水曜日）から同年7月20日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰靈の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係員のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課

(2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成29年7月21日（金曜日）午後5時（同期限までに必着のこと。）

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) JOB

Maintenance management of intra-school Local Area Network for okinawa prefectoral school

(2) DELIVERY DUE DATE

Will be specified on our explanatory pamphlet.

(3) BID OPENING

Date and Time: July 24, 2017 (Monday) 2:00 p.m.

Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, Bid Room

(4) POINT OF CONTACT

Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,

1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan

Telephone 098-866-2711

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第6号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長等への委任に関する規則を次のように定める。

平成29年6月13日

沖縄県公安委員会

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長等への委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の委任に關し必要な事項を定めるものとする。

（沖縄県警察本部長への事務の委任）

第2条 公安委員会は、次に掲げる事務を、沖縄県警察本部長に委任する。

- (1) 法第5条第1項の規定による命令に関すること。
- (2) 法第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞に関すること。
- (3) 法第5条第3項の規定による命令及び意見の聴取に関すること。
- (4) 法第5条第6項又は第7項（同条第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。
- (5) 法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長に関すること。
- (6) 法第13条第2項の規定による報告徴収等に関すること。

（警察署長への事務の委任）

第3条 公安委員会は、次に掲げる事務を、警察署長に委任する。

- (1) 法第5条第3項の規定による命令に関すること。
- (2) 前号の命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知に関すること。
- (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事（第1号の命令を行う場合に限る。）。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第5号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年6月13日

沖縄県監査委員	當間秀史
沖縄県監査委員	鈴木啓子
沖縄県監査委員	嘉陽宗儀
沖縄県監査委員	具志堅透

－平成22年度包括外部監査報告に係る分－

〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

1 平成13年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【長期滞納者の増加に対する対策】 滞納者が多く（約4,000名）、特に回収に手間のかかる12か月以上の滞納者が870名にもものぼるため事務量が膨大になっていく。早めに厳しく対処する手続を探ることにより、長期滞納者を減少させるための提案。</p> <p>＜提案1＞</p> <p>①最終催告者は、形式的該当者のすべてに送付しその後に、一定の条件に合致するものを法的措置対象者から除外する方法。この場合、除外の根拠を文書により明確にする。</p> <p>②最終催告書、連帯保証債務履行請求書の発送対象を6か月滞納者とする。（現在は12か月滞納者）</p> <p>③回収が見込めない滞納については不納欠損処理をする。</p> <p>「要綱」には法的措置対象者を判定する時点の定めがない。そのため、結果的に選考委員会開催（平成12年度は平成13年1月13日）の時点まで判定を続ける作業が行われているが、選考委員会開催時で判定することは実務上困難がある。実際的にも数か月前の状態を基準に判定を始め、その後の変更を加味することが行われている。</p> <p>＜提案2＞</p> <p>選考委員会開催の数か月前（例えは10月1日）を基準日として定め、その時点での滞納者を判定対象とする。すなわち、それ以後の2か月間に滞納12か月を超えることとなるものは判</p>	<p>＜提案1＞</p> <p>①最終催告書は、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱（以下「要綱」という。）」第9条に基づき法的措置対象者選考委員会で選定し、議会の議決を得た者全員に対し送付している。法的措置対象者の除外については、要綱第9条第3項に明記している。</p> <p>②要綱の一部を平成22年4月に改正し、長期滞納者を減少させるため、特に悪質であると認められる者又は過去に議決歴がある者に対しては、3か月以上の滞納があれば法的措置の対象者とすることができるようとした。</p> <p>③長期滞納者で回収が見込めない債権については、現在、財政課に不納欠損処理基準の緩和を求める。</p> <p>＜提案2＞</p> <p>法的措置対象者選考委員会の数か月前に基準日を定めその時点での滞</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。外部監査人の指摘の真意は、早めに対処することによって長期滞納者を減少させる必要があること、また、回収見込みが低い滞納について不納欠損処理を行って、実態を把握し、健全性を維持することである。</p> <p>その点から言うと、対応があまりに遅く、公営住宅運営の健全性追求が弱いと言わざるを得ない。</p>	<p>沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「県営住宅使用料等に係る債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、主債務者及び連帯保証人への催告のあり方に関すること、財産調査に関すること、法的措置手続に関すること、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	土木建築部住宅課

	定対象としない。	納者を判定対象としている。			
監査意見	<p>【企業会計的手法による県営住宅の採算の明確化】</p> <p>県営団地について、事務事業見直しの一つとして、先行取得等を除き、原則として新規団地の用地取得及び造成は認めない。新規の建設は行革期間中は当面行わない（用地取得済み及び建替えを除く。）こととしている。</p>	<p>「公営住宅整備事業」についても、事業の効率的な執行及び透明性の観点から費用対効果の検証が必要なことは、論を待たない。しかしながら、企業会計的手法による評価は、貨幣換算できない効果、例えば、公営住宅が有する福祉的な側面や市場における外部不経済の補完という観点を有することから、評価に基づく判断・数値が（一人歩きをして）社会的公平性を損なう結果をもたらすことも思料される。また、同事業が、他の公共事業と異なり「市場テスト」に馴染まないことや県全体の足並み（単独に先行して作成すること）を考慮すると、現時点の行政コスト計算書等の作成は困難である。なお、事業経営の視点から企業会計的手法は、事業の最適化を図る上で効果的な経営手法であると考えるが、その適用については今後の検討課題としたい。</p>	<p>措置を講じていない。</p> <p>理由において述べている観点は、やらないための口実として受け止めざるを得ず、県財政の厳しさからみた視点が弱い。</p> <p>行政コストが過大になっていることを考慮すると、もっと真摯に受け止める必要がある。</p>	<p>公営住宅の供給について、厳しい財政事情から新規の建設は困難な状況にあるが、人口及び世帯数の増加や高い応募倍率等の現状から、依然として公営住宅の需要は高いものがある。</p> <p>そのような中、県としては、多額の用地取得費用を伴う新規県営住宅を建設する予定はなく、老朽化した既存の県営住宅の建替えを優先して行っているところである。</p> <p>今後においては、既存施設に対して計画的な修繕を実施して長寿命化を図るとともに、指定管理者制度の活用により行政コスト抑制とサービス向上を両立させ、中長期的な視点をもって健全な県営住宅事業の運用に努めることとしている。</p>	土木建築部住宅課
	<p>【企業会計的手法による県営住宅の採算の明確化】</p> <p>現状では、県営住宅についての収支計算すらなく、土木建築部住宅課の歳入歳出決算がそれに近いという状態である。また、その決算は資金の入出金のみによる会計（現金主義会計）であり、単年度の資金繰りを表すのみで、長期的なプロジェクトの採算性等及び投資判断の妥当性の判断には役に立たない。</p> <p>県営住宅事業は、かなり長期的な効果を狙った投資であるから、企業会計的手法により、その事業に係る行政サービスに要したコストと収入、事業に係る公共の負担額を明確にし、制度の趣旨に照らした費用対効果を検証することが、中長期的な政策立案に役立つものと思われる。さらに、団地別のコストを明確にすること（部門別計算）により、老朽化した団地の建替え方法の判断に有効である。</p> <p>①収支計算書、②損益計算書、③行政コスト計算書等による費用対効果の検証が必要。</p>				
	<p>【企業会計的手法による県営住宅の採算の明確化】</p> <p>行政の決算は現金主義により収支計算しか行われず、ストック情報としてのバランスシートの作成も義務付けられていない</p>				

	<p>い。そのため、地方自治体の財政状態は、極めて不明瞭であり、近年、行財政改革が厳しく問われるようになってから、総務省から研究報告としてバランスシートの作成手法が取りまとめられた。こうした流れの中で、沖縄県でもバランスシート（平成12年3月31日現在）を作成している。（なお、平成12年度末は作成されていない。）</p> <p>バランスシートにより財政状態の問題点を探り、改善策を練るためにには、各事業別に作成する必要がある。</p> <p>【企業会計的手法による県営住宅の採算の明確化】</p> <p>各団地は、用地・建設費で約数億円～数十億円の多額のプロジェクトであり、長期的に固定したものであるため、団地別の長期的な収支計画を作成する必要がある。</p>				
監査意見	<p>【将来的な県営団地の方向性について】</p> <p>全体としては住宅ストックの戸数は充足され、民間賃貸アパートも古いものから空家が増え、老朽化マンションの今後も深刻に議論されている状況の中で、従来と同じく、低所得者向けに民間分譲マンションよりも高額な住宅を建て替えるというだけでなく、今後の公営住宅の整備方法については、多様な方法の模索が必要である。</p>	<p>平成21年度に、民間活用などの手法を検討した「県営住宅ストック活用調査」を行っており。平成22年度には、県営住宅の具体的な活用計画として「沖縄県公的賃貸住宅ストック総合活用計画」を見直すこととしている。</p> <p>同活用計画では、住宅セーフティネットとしての視点から、県内の人口・世帯数の動向や地価や住宅のストック、フローの状況を把握し、的確で効率的な供給計画を策定することとしている。</p>	<p>措置を講じたと は評価できない。 今後の公営住宅の整備方法について多様な方法を模索する必要があることを指摘しており、必ずしも「開発提供ありき」ではないと言える。</p> <p>民営住宅の方向性も検討視野に入れながら、総合的に判断することも必要であろう。</p>	<p>公営住宅の供給について、厳しい財政事情から新規の建設は困難な状況にあるが、人口及び世帯数の増加や高い応募倍率等の現状から、依然として公営住宅の需要は高いものがある。</p> <p>そのような中、公的賃貸住宅のうち、民間集合賃貸住宅を活用した「サービス付き高齢者向け住宅」については、国の補助制度があることから、県内で増加傾向にある。</p> <p>今後においては、監査意見を踏まえ、国の補助制度を前提とした住宅政策のあり方にについて、民間賃貸住宅の借上げや空家活用など公営住宅建設以外の方策も含め検討していくこととしている。</p>	土木建築部住宅課

		高齢者等対策としての福祉的側面、防災等の防災拠点としての側面、地震老朽化等の安全対策としての側面、住宅の長寿命化等の経営・コスト対策としての側面など多様な検討を行うこととしている。		
--	--	--	--	--

2 平成14年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価	平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【委託料の減額交渉及びその過程の明確化】</p> <p>大部分の委託事業において、契約金額と見積金額がほぼ同じであり、委託先が予算に合わせた結果がそのまま反映されている。また、相見積りを取るのが本来であるが、「特別の事情」により1つの見積りの場合でも、通常は見積書を何回か検討し交渉した結果として契約金額が決まるものである。実際には交渉が行われたケースもあり、最終的な見積りを書類として残しているのかもしれないが、減額交渉の過程は明確に残すべきである。</p> <p>予算内ということで、減額交渉が行われていないとしたら問題である。一旦決まった予算でも、その範囲内で歳出をどう抑制するかという視点は必要であろう。民間企業の場合、支出予算はどう節減したかも評価されるが、官の場合には予算を消化しようという意識が強く、そのことが財政改革の大きな足かせになっていると言われており、是</p>	<p>委託料の超過額については、受託団体である(社)沖縄県工業連合会の負担となることから、県への実績報告を実際の超過額を明示して実績報告を行うよう改善する。</p>	<p>商工振興課は措置を講じているといえるが、他の課は未対応となっている。</p>	<p>沖縄県が発注する委託事業については、その目的や計画に沿った仕様書を作成した上で委託費を積算し、予定価格を決定している。</p> <p>一方、事業者においては、プロポーザル方式で公開されている委託費の額を参考に、仕様書に基づき見積書を作成していることから、見積金額は予算額に近いものの、県は仕様書に適合しているかチェックできる仕組みであり、決して委託費を予算に合わせているものではない。</p> <p>また、契約締結後は適切に事業の進捗を管理し、例えば、旅費や人件費など、不必要な経費がある場合には、必要に応じて事業途中での変更契約を認めるとともに、事業終了後には、受託者からの実績報告に基づき契約額を確定して精算するよう改善しているところである。</p> <p>さらに県では、契約事務の透明性及び信頼性を確保するため、平成27年3月に「沖縄</p>	<p>商工労働部産業政策課 文化観光スポーツ部観光政策課</p>

	正すべきである。ゼロ精算も同様である。		「県随意契約ガイドライン」を策定して契約の内容等を公表しており、監査意見を踏まえ、今後も引き続き、沖縄県財務規則等に基づく適正な財務執行に努めていきたいと考えている。	
--	---------------------	--	---	--

3 平成15年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	【人件費について】 勤勉手当に関して、給与条例、期末手当等規則では、任命権者が一定の範囲内で定めると規定されている。ところが、実際に全員同じ成績率が適用されている。条例等に沿った運用ができるのではないか。	包括外部監査意見も参考に、勤勉手当の成績率の運用ができるよう評価制度を整備し、具体的な運用ができるよう取り組む。	措置を講じたとは評価できない。いつ具体的な運用について実行されるのか時期が不明。 そもそもこれは指摘事項である。	職員の給料・諸手当については、平成21年度に調整額を見直すなど給与のあり方について随時取り組んできたところである。 人事評価制度の給与への反映については、関係する労働組合と交渉していく中で、勤勉手当等に係る成績率の運用を議論していくこととしている。	病院事業局県立病院課
監査意見	【人件費について】 特殊勤務手当に関して、たとえば夜間看護師等手当が給与条例第21条の要件を充たすものか、再検討する必要がある。	特殊勤務手当制度について、包括外部監査意見も参考しながら、平成21年度に労働組合に対し、給与見直しに関する協議開始を提案した。	(平成15年度指摘。平成22年度になつても措置なし。公表なし。)		
監査意見	【減価償却の開始時期について】 資産を取得した年から月割償却するよう会計方針を変更することが望まれる。	内部検討の結果、過年度との比較分析の観点から、財務規則に基づいて取得の翌年度からの減価償却を継続することとし、会計ルールの変更は実施していないが、今後は、新公営企業会計基準の導入に合わせて、月割償却する方針で検討してい	措置を講じたとは評価できない。	県立病院における医療機器等の資産購入については、財源のほとんどが企業債となっているため、総務省との調整後に購入手続を行う関係上、年度末に集中しているのが現状である。 沖縄県立病院事業の減価償却については、地方公営企業法が適用され、資産取得の翌年度から開始する方法が認められていることから、事務処理に係る費用対効果の観点から、現行の方法を継続するこ	病院事業局県立病院課

		る。		ととしている。	
監査意見	<p>【診療科別原価計算の導入について】 診療科別原価計算の導入が必要である。</p>	<p>株式会社アブリシアにより、平成16年9月から平成17年3月まで、北部病院、中部病院、宮古病院の3病院について診療科別原価計算を行った。</p> <p>現在、医療センターについては、医事会計システムに関連システムが附属しているが、他の県立病院については、新たにシステムを導入する必要がある。</p> <p>当該指摘事項を実施するためには、調査内容から、病院全部門において、多大な時間、労働コストが必要となり、現在のところ、活用することは困難である。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。包括外部監査に対する対応は、一応なされた、と思われる。</p> <p>しかし、株式会社アブリシアの成果に対して、なぜ措置を行わないことにしたのか、その理由が理解できない。公表もなし。</p> <p>コンサル会社が原価計算ができたなら、外注委託さえしたら、完全とはいえないにしろ、原価計算ができる。県立病院の実情を分析できるはずである。</p> <p>できないというための（「ためにする理由づけ」）方便として、コスト増といつていてるにすぎない。そうでないというのであれば、現存の制度のメリットが、デメリットを上回ることの根拠を明示すべきである。</p>	<p>診療科別原価計算については、北部病院等における試行結果を踏まえ、同じ診療科であっても患者により態様が大きく異なること、診療報酬が全国一律で定められていること、システムの導入・運用に多大なコストが掛かることから、費用対効果を勘案し導入しないこととしている。</p>	病院事業局県立病院課
監査意見	<p>【医療関係者養成確保対策費等補助金】 平成14年度の本補助金の実績報告についての決裁書の日付の誤り等。</p>		<p>措置を講じたとは評価できない。</p>	<p>平成14年度の本事業の実施においては、実績報告に係る決裁書の日付及び実績数値の一部に誤りがあり、猛省するところである。</p> <p>今後においては、関係規程に基づく適正な文書管理に努めていくこととしている。</p>	保健医療部保健医療政策課

4 平成16年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【県立農業大学校】</p> <p>県立大学校という一つの事業体の収支の状況を適切に把握し、その活動状況を評価して、経営責任を明確化、コスト意識を高揚させるためにも県立農業大学校を1つの会計単位とすべきである。</p>	<p>農業大学校を1つの会計単位とするについては、県の財務会計制度に基づき、一般会計において事業を実施していることから、導入は困難であると認識している。</p> <p>また、県の機関として、県の財務会計制度に基づき会計処理を行っていることから、複式簿記の導入については検討していない。</p> <p>なお、コスト意識の高揚については、平成18年に策定した「沖縄県立農業大学校改革プラン」に基づき、①授業料の見直し②生産物の売扱いの向上③運営費の見直し(カリキュラムの見直しによる外部講師経費の削減等)などを実施し、コスト削減及び学校運営の効率化に向けた取組の強化に努めているところである。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。経費削減だけを強調するのは、サービスの質低下、モチベーション低下の危険と隣り合わせであり、妥当とはいえない。また、県立農業大学校内部に存在する未知の非効率が隠れたままになるおそれがある。むしろ、県立農業大学校で行っている事業の意義・必要性を評価し、問題点をピックアップし、改善に取り組むことが重要である。このPDCAサイクルの仕組みを作ることが求められる。その意味では、包括外部監査の意見の提案する第三者委員会は、継続的に事務・事業を評価し、改善活動に結びつけるための引き金としての役割を果たす。沖縄県知事のリーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成28年5月25日付け沖縄県立農業大学校評価実施要領を制定し、学校運営について職員による自己評価を実施するとともに、関係機関や外部有識者等で組織される外部評価委員会による外部評価も併せて実施することとした。</p> <p>平成28年7月には第1回目の外部評価委員会を開催し、平成29年3月には第2回目の委員会を開催して評価をとりまとめ、その結果を県ホームページで公表した。</p> <p>今後においても、この外部評価制度を適切に運用し、継続的な学校運営の改善を図っていくこととしている。</p>	農林水産部営農支援課
監査意見	【県立農業大学校】	県立農業大学校についても、	措置を講じたとは評価できない。		

	発生主義に基づく複式簿記を導入して、民間企業と同様の会計処理を行うべきである。ただし、適切に公共サービスを評価する基準を作る「公共サービス評価検討委員会」等を設置すべきである。			
監査意見	<p>【県立農業大学校】</p> <p>県立農業大学における歳出に占める人件費の割合である人件費比率は64パーセント、歳入に対する人件費の割合は10.9倍と高コスト体制となっている。費用対効果の視点から人件費の削減について検討すべきである。</p>	<p>人件費の削減については、「沖縄県立農業大学校改革プラン」に基づき、専門科目の拡充及び必要性の高い教養科目に限定したカリキュラムの見直しを行い、これまで外部講師に依頼していた教養科目について、報償コストの削減を行っている。</p> <p>(平成15年度：2,422千円→平成21年度：1,021千円)</p> <p>また、受益者負担の観点から平成18年度に授業料の改定を行った結果、歳入に対する人件費の割合は10.9倍から、平成21年度において約6倍に改善されている。</p>	<p>措置を講じたといえる。</p> <p>ただし、改革のレベルを単なるコスト削減におくと、組織全体のモチベーションが低下し、サービスの質も低下させる危険がある。それは、大学校内部だけでは認識するとのできない非効率に気づかず放置するからである。</p> <p>これを克服するためには、外部の者、たとえば、県民、民間企業、NPOといった外部の者を参加させ、異なる視点、発想を取り入れることが必要である。</p> <p>「農業大学校のあり方」を検討する際には、このようなパートナーシップを活用すべきである。</p>	

5 平成20年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	【補助金アンケートについて】交付する側と受領する側が同		未措置。早急な対応が求められ	補助金の交付に当たっては、沖縄県財務規則や沖縄県政課	総務部財政課

	<p>一（又は近接）により、補助業務が適正に行われない恐れあり。改善すべきである。</p> <p>また、業務遂行上、内部管理に問題が生じないよう留意する必要がある。</p>		る。	<p>補助金等の交付に関する規則等の規定に基づき、客観的に事業内容の公益上の必要性や有効性を判断し行っているところである。</p> <p>また、業務の遂行に当たっては、公平性・中立性に疑惑を生じさせることのないよう、沖縄県PDCAや沖縄振興特別推進交付金の事後評価等により、補助金等の内容や効果等について県のホームページで公表している。</p> <p>さらに、各補助金の制度・趣旨等については、新たに進行財政改革プランを策定する際に「県単補助金の見直し」の検討作業において総点検を行い、その結果、見直しをする補助金等については、その内容をプランに掲載することによって公表してきたところである。</p> <p>なお、補助金交付団体が公社等外郭団体である場合には、県による財政的支援の状況を毎年県のホームページで公表することとしており、透明性の確保に努めている。</p>
監査意見	<p>【補助金アンケートについて】 補助率等を定めず、その他の方法で交付されているものについては、どのような基準で補助交付しているのかについて、分かりやすく住民に説明する必要がある。</p>		未措置。早急な対応が求められる。	<p>未措置。早急な対応が求められる。</p>

<県立病院（県直営）に関する監査上の問題点>

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 事務官僚等の情報操作により、一定方向へ結論が誘導されてはいないか。</p>	沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会は、県立病院の役割、機能及び運営体制に関する事項を調査審議するために設置され、委員は、県民の意見を反映し、専門的な知見の導入と公平性を確保するため、国公立病院、県医師会、県内外の大学、市町村及び公認会計士とした。	保健医療部保健医療政策課
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 県立病院の経営形態の見直しは、総務省「公立病院改革ガイドライン」にも、厚生労働省「医療法人制度改編の考え方」にも沿うものではあるが、沖縄県における地方独立行政法人化の実際の決定プロセスについて、大きな問題があることを指摘した。</p> <p>2つの報告で示された基本的枠組</p>	<p>検討部会においては、県立病院長ヒアリング結果及び職員アンケート調査結果のほか、県立病院の経営状況、各保健医療圏の医療提供体制の現状、県立病院が地域医療の提供に果たしている役割、民間医療アンケート調査結果における県立病院の提供医療に対する評価及び委員提出資料を踏まえ、各委員には、真摯に、公正に、十分な議論を積み重ねていただいたものと認識している。</p> <p>また、病院事業の経営形態については、市町村長及び各県立病院長の意見等並びに経営再建に対する病院事業局の取組についても考慮し、病院事業局の「病院事業経営再建計画」に沿つ</p>	

	<p>が情報操作により変容され決定プロセスが極めて不透明になっているからである。</p>	<p>た経営全般にわたる改革の取組の検証を行い、総合的に判断することとしたものである。 なお、検討部会は公開され、会議資料及び議事要旨も公表している。</p>	
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 株式会社アブリシアが作成した「沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書」について、沖縄県側の対応が認められない。実態は放置されているに等しい扱いになっている。</p>	<p>診療科別原価計算については、北部病院等における試行結果を踏まえ、同じ診療科であっても患者により態様が大きく異なること、診療報酬が全国一律で定められていること、システムの導入・運用に多大なコストが掛かることから、費用対効果を勘案し導入しないこととしている。 一方、一般会計と病院事業会計との経費の負担区分は、地方公営企業法及び総務省繰出基準に基づき、県立病院が実施している政策医療等の範囲・内容によって決定されるものである。</p>	病院事業局県立病院課
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 診療科別原価計算と一般会計繰入は、各県立病院ごとの損益把握のうえで、密接不可分な関係にある。</p>	<p>平成16年度から法の趣旨や繰出基準等をより適切に反映させるため、救急医療や周産期医療等の政策医療の各診療科等ごとに収益と人件費等の部門直接経費と光熱水費等の間接経費を配賦した費用を基に、理論的収支差を算出して繰出金を算定する運用を行うこととした。</p>	
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 株式会社アブリシアの「沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書」は、具体的に各々の病院の経営状況を解明するための先駆的な取組といえる。ここで示された基本的な方向性を踏まえて、各病院ごとに診療科別原価計算システムを構築すべきである。</p>		
監査結果	<p>【病院事業の会計についての問題点】 各県立病院ごとの診療科別原価計算がなされていない。</p>		
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 各種コンサルティング報告書の指摘事項と平成15年度包括外部監査のつながりはあるのか。</p>	<p>平成9年度から平成14年度にかけて実施したコンサルティングの報告の中で明らかになった複数の課題について、平成15年度の包括外部監査において同様の指摘を受けたところであるが、主な指摘に対する対応は以下のとおりである。 職員の給料・諸手当については、平成21年度に調整額を見直すなど給与のあり方について随時取り組んできたところである。また、人事評価制度の給与への反映については、関係する労働組合と交渉をしていく中で、勤勉手当等に係る成績率の運用を議論していくこととしている。</p>	病院事業局県立病院課
監査結果	<p>【県立病院のあり方について】 包括外部監査の指摘・意見について約半数は先送りされている。沖縄県病院事業局において、指摘に対して応えていこうという誠意ある姿勢は感じられない。逆に組織防衛、やらなかつことに対する抽象的な理由づけによる自己弁護・問題回避の傾向が強く見られる。</p>	<p>医療機器等の資産購入に係る減価償却については、地方公営企業法が適用され、資産取得の翌年度から開始する方法が認められていることから、事務処理に係る費用対効果の観点から、現行の方法を継続することとしている。</p> <p>一般会計繰入金については、平成16年度から法の趣旨や繰出基準等をより適切に反映させるため、救急医療や周産期医療等</p>	

		<p>の政策医療の各診療科等ごとに収益と人件費等の部門直接経費と光熱水費等の間接経費を配賦した費用を基に、理論的収支差を算出して繰出金を算定する運用を行うこととした。</p> <p>診療科別原価計算については、北部病院等における試行結果を踏まえ、同じ診療科であっても患者により態様が大きく異なること、診療報酬が全国一律で定められていること、システムの導入・運用に多大なコストが掛かることから、費用対効果を勘案し導入しないこととしている。</p> <p>このように、包括外部監査による指摘事項に対しては、その趣旨を真摯に受け止め、導入の可否等について誠実に検討し、対応してきたところであり、今後においても、県立病院の健全な経営の確保に向けた取組に活かしたいと考えている。</p>	
監査意見	【県立病院のあり方について】 情報公開条例により一定の調査報告書を広く沖縄県民や利害関係者に周知させ、監視の眼が行き届くよう手だてを講ずる必要がある。	<p>病院事業に関する情報についても沖縄県情報公開条例の対象となるものであり、過去の調査報告書の公開について県民及び利害関係者からの請求があった場合には、誠意をもって、同条例に基づく対応を適切に行うこととなる。</p> <p>また、今後において、県民の意見を広く求める必要がある調査報告書等については、ホームページ上で公開する等により議論の活性化を図りたいと考えている。</p>	病院事業 局県立病院課
監査意見	【県立病院のあり方について】 情報公開された報告書等についてインターネット上でいくつかのフォーラムを開設し、県民や問題ごとに関心がある人がボランティア的に集結し、セカンド・オピニオン的な複合的な議論の場の運営の持続も考える必要があると思われる。		
監査結果	【県立病院のあり方について】 県立病院に関する地方独立行政法人化の決定プロセスに関しては、(1)地方分権の進展、(2)市町村との協働の2視点からみてこれらも基本的考え方方が全く欠落した形で手続が進行している。	<p>「県立病院のあり方に関する基本構想」の策定について審議を行った沖縄県医療審議会委員には、市町村長2名（沖縄市長、金武町長）も含まれている。</p> <p>地域医療を安定的かつ効果的に提供していく観点から、県立病院運営への市町村の参画が必要との審議会答申を受け、県は、同構想に「県民の協力と市町村の県立病院運営への参画」を盛り込むとともに、第7次沖縄県行財政改革プラン（平成26年3月）にも位置付けて取り組むこととした。</p>	保健医療部保健医療政策課
監査結果	【県立病院のあり方について】 運用面で沖縄県の行財政改革プランが地方自治法の趣旨（市町村優先の原則のもとにおける県の果たすべき役割）を軽視する結果となっている点を、監査の視点からは問題と再度指摘せざるを得ない。		
監査結果	【県立病院のあり方について】 「県立病院のあり方に関する基本構想」（平成21年3月）のロジックとアプローチは非常に異質と考えられる。	<p>「公立病院改革ガイドライン」において、公立病院の再編・ネットワーク化について、沖縄県保健医療計画との整合性を確保し、二次医療圏単位で検討を行うとしている。</p> <p>なお、本県県立病院は各圏域の中核的な基幹病院として評価されており、「県立病院のあり方に関する基本構想」において</p>	保健医療部保健医療政策課

	<p>も、各県立病院が各保健医療圏において果たしている役割を検証し、果たすべき役割と機能の検討を行っている。</p> <p>また、離島等の医療従事者を確保する観点から、県立病院間の人事ローテーションで人材を確保する仕組みの維持が不可欠であるとの認識の基に、経営形態に関しては6病院を一体的に経営する必要があると考えている。</p> <p>このように、同構想は、県立病院が急性期の中核的な医療機関として引き続き県民に貢献できるよう、経営形態について、ガイドラインも踏まえて適切に検討を行い策定したものであると考えている。</p>		
監査結果	<p>【病院事業の会計についての問題点】</p> <p>公認会計士の監査を受けていない。</p>	<p>医療法の規定に基づき、一定規模の要件に該当する医療法人については、公認会計士による監査が義務付けられている。</p> <p>一方、沖縄県病院事業は、地方公営企業法が適用されることから、決算については県知事に提出し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を受けるなど同法の規定に基づく手続を行っているところである。</p>	病院事業局県立病院課
監査結果	<p>【病院事業の会計についての問題点】</p> <p>今後消費税が5パーセント→10パーセントへ上がった場合、このような医療機関は、今の2.3~2.5倍程度消費税を負担することになるといわれている。この場合、自らの経営努力とは一切関係なく支出負担が急増すると予測される。</p>	<p>県立病院を含む医療機関は、機器・薬品等を調達する場合には調達先に消費税を支払う一方、当該機器・薬品等を使用した医療行為は非課税となっていることから、患者から消費税を徴することはできない。</p> <p>平成26年4月の消費税率の改正について、国の見解としては、「消費税率の改正に伴う負担は、診療報酬の点数に反映している。」とのことであるが、県立病院の経営に少なからず影響が生じているものと認識している。</p> <p>消費税率及び診療報酬の点数については、国が定める全国的な制度となっていることから、沖縄県病院事業局では、定められた制度の中で安定的に経営できるよう努めていくこととしている。</p>	病院事業局県立病院課
監査意見	<p>【病院事業の会計についての問題点】</p> <p>最近は複数の医療団体が“消費税の損税問題”についていろいろな提言を行なっているが、この「非課税取引」から該当する医療行為を全て除外し「課税取引」と捉えなおすのが、理論的な解決方法だと考える。</p> <p>(従来の取扱いは、社会性・公益性があるという医療事業と消費税の本質を混同している。社会性・公益性があるから公共性の強い大規模医療機関は損税として消費税を負担すべきとは社会的常識に反する。)</p>		
監査意見	<p>【病院事業の会計についての問題点】</p> <p>繰入額と交付税の比較、基準額と実繰入額の比較、2つのポイントについて、当局に立証責任を課し、それを何らかの時期にインターネット</p>	<p>一般会計繰入金については、平成16年度から法の趣旨や繰出基準等をより適切に反映させるため、救急医療や周産期医療等の政策医療の各診療科等ごとに収益と人件費等の部門直接経費と光熱水費等の間接経費を配賦した費用を基に、理論的収支差を算出して繰出金を算定する運用を行っている。そのため、基準額と実繰入額は同額となり比較対象とはならない。</p>	病院事業局県立病院課

	等で公開することを提言したい。	繰入額と交付税額の比較に関しては、財政当局と調整の上、適切な方法で公表することについて検討することとしている。	
--	-----------------	---	--

－平成24年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	【おきなわ新産業創出投資事業】 沖縄県が委託料等で関与する最終年度である平成25年をもって、いつたんはこの新たな官民協働関係について評価を行う必要がある。	平成27年10月をもって新規投資期間を終了したが、当ファンドの運営は、平成32年1月の終了まで継続されるものである。終了までの間は、民間企業や金融機関等の出資者で構成する会議において、当ファンドの投資案件や投資先企業の評価及び意見交換を行っているところであり、その結果は、効果的なファンド運営に活かされている。	商工労働部産業政策課
監査意見	【おきなわ新産業創出投資事業】 評価に当たっては外部の有識者等も多数加え外部からの視点を積極的に取り入れ、今後の展開に活かす必要がある。		
監査意見	【博物館・美術館指定管理費】 J Vの構成員の職員を使用した場合は委託になるが、その区分けができていない。	指定管理業務と委託業務の区分については、監査意見を踏まえ、指定管理者による見直しを行い、明確に区分したところである。 県としては、業務内容を正確に把握し、適切な検証を行うため、モニタリングシートの様式を一部改正し、指定管理業務と委託業務の区分が一見して分かるように改善した。 その後、平成28年度の指定管理者制度運用委員会において検証を行い、その結果を県ホームページで公表したところである。	文化観光スポーツ部文化振興課

－平成25年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	【土地貸付料及び延納利息】 時効期間が経過している場合には、時効の援用を待って沖縄県財務規則に基づいて不納欠損処理を行うことが原則となると思われるが、時効が援用されない場合にも、権利放棄（債権放棄）をして同規則に基づき不納欠損処理をすることを検討すべきである。	監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。 その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「県有地貸付料等滞納整理事務処理要綱（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。	総務部管財課
監査意見	【土地貸付料及び延納利息】 総務部管財課としては、土地上に建物が存する場合には、契約を解除したうえ、建物取去土地明渡訴訟を提起し、その中で未収金回収の和解協議が可能であるとしており、権利	新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、契約解除を含めた法的措置に関すること、主債務者及び連帯保証人への催告のあり方に関すること、時効管理に関するこ	

	<p>放棄（債権放棄）による不納欠損処理を行うことは考えていないとのことであるが、仮にそのような運用をするとしても、訴訟内での和解協議を早期に行うために、契約解除は速やかに行うべきである。</p> <p>県有土地賃貸借契約書上、貸付料の支払期限後、催告にもかかわらず、3か月以上の貸付料の支払を怠ったときには契約解除できることとされているが、滞納が高額かつ長期になっている場合にも契約解除がなされていない事案も見られる。未収金との関係では、契約を解除したとしても、実際に明渡しがなされるまで損害金が発生することになるが、法的手続を迅速にとることによってその発生も最小限に抑えることができるし、同様な事例を発生させないことへの警鐘ともなることから、契約解除を速やかに行うべきである。</p>	<p>と、履行延期の特約など緩和的措置の運用に関するここと、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	
監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>連帯保証人に対する請求をしないまま、漫然と保証債務だけを増加させてしまった場合に、その保証人から、契約の解除、それに基づく土地明渡しの手続を速やかに行っていれば、このような多額の保証債務にはならなかつたはずだと抗弁も考えられる。</p> <p>延滞が発生した場合は、直ちに連帯保証人に請求するべきである。</p>		
監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>消滅時効に関しては、ほぼ把握されていない。</p> <p>逐一滞納者の情報を確認して消滅時効の起算点を把握することは膨大な時間を要することになるため、表などで一見して消滅時効の起算点が把握できる形で管理できるようにするとよいと思われる。</p>		
監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>県有地貸付料滞納整理事務処理要綱やフローチャートについては、その定めどおりの処理が必ずしも実現</p>		

できている状況とはいえない。「第3章第4債権管理マニュアルについて」において指摘した事項を参考して、改訂することを検討すべきである。

地方自治法施行令は、知事に対して、督促に応じない債務者に対して、訴訟手続による履行の請求を義務づけているのであって、訴訟手続に移行しなくてもいい場合は限られている。一度催告をすればそれでよく、何度も手段や方法を変えて催告する必要はない。マニュアルは、例外（訴訟手続の回避）の具体的な場合を例示するとよい。

要綱第5条関係として、電話による催告及び納入指導をする必要はない。

第6条関係として、呼出状を出す必要はない。

第7条関係として、住宅を訪問する必要はない。

第8条第1項関係として、履行延期の手続について督促状に明記して告知し、直ちに履行延期の是非を判断する段階に進んだ方がよいと思料する。

第8条第2項、第3項及び第4項関係として、履行延期を認めるということは、賃料を滞納したまま県有地を使用させるということになり、公平かどうか疑問がある。履行延期の承認は極めて例外的な場合とされるべきであろう。そうすると、そもそもマニュアルとして履行延期や履行免除の規定をおく必要性には疑問がある。

第8条第5項関係として、原則として担保提供を求めるることは止めるべきである。担保の提供を例外的な場合とするべきである。

第11条関係として、連帯保証人宛て「未納賃付料債務の履行協力依頼書」となっているが、連帯保証人に對しては、貸付料の請求であって、履行協力依頼ではない。明確に連帯保証人への請求と規定するべきである。

監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>時効期間が経過している未収金や回収が困難であると思われる未収金を継続して管理していくことは不経済であるといえることから、個別の状況にもよるが、権利放棄（債権放棄）をし、これを理由に沖縄県財務規則に基づいて不納欠損処理を行うなど、対応方法を変更することも必要である。</p>		
監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区及びうるま地区）施設使用料等】</p> <p>那覇地区的不納欠損処理について、現担当者による電話連絡や訪問による現状把握等の未収金管理の対象は、全て記録上時効期間を経過している債権であり（ただし、裁判上の和解について再確認が必要なケースに留意）、未収金の管理としては、最低限のことが行われていると言えるが、このような未収金について、滞納者の現状把握を継続することに意味があるのか疑問である。</p> <p>滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収が困難な状況にあるといった事情も考慮すれば、権利放棄（債権放棄）をして、これを理由に沖縄県財務規則に基づいて不納欠損処理を行うべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、時効管理に関すること、債務者ごとの台帳整備に関すること、延滞金及び遅延損害金の取扱いに関すること、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	商工労働部企業立地推進課
監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区及びうるま地区）施設使用料等】</p> <p>うるま地区的不納欠損処理について、現在、少額の支払を受けて時効中断措置をとっている債権が存在するが、このような滞納者については、十分な財産調査をし、回収が困難である場合には、未収金管理の費用対効果の観点から、権利放棄（債権放棄）をして、これを理由に沖縄県財務規則に基づいて不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>また、併せて、時効中断措置をとることのみが支払を受ける目的となっていないか否かの検討もなされる必要がある。</p>		

監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区及びうるま地区）施設使用料等】</p> <p>消滅時効の管理について、那覇地区、うるま地区ともに、消滅時効に関する情報を集約して管理する方策を検討し（一覧表を作成するなど）、かつ、継続的に消滅時効を管理する態勢を構築すべきである。</p>	
監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区及びうるま地区）施設使用料等】</p> <p>企業立地推進課における延滞金・延納利息の調定について、うるま地区において、そもそも調定がなされていない点は問題である。延滞金・延納利息が発生した場合には調定をし、そのうえで、延滞金・延納利息の債権をどのように処理するか（債権放棄等）を検討すべきである。</p>	
監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区及びうるま地区）施設使用料等】</p> <p>使用終了後明渡し終了までの使用料相当損害金については、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則第15条第3項に基づいて、納付させないという判断がなされた場合、調定も行わないという取扱いが適当といえるかについては検討が必要であると思われる。</p>	
監査意見	<p>【看護師等修学資金貸付金】</p> <p>過去に一度も不納欠損処理が行われていない。財産状態を適正に把握するためという会計的な視点に止まらず、不納欠損を速やかに行って、回収不能な債権にかかる不要な事務を省略するとともに、不納欠損の住民監査の視点にも寄与すべく、今後速やかに不納欠損処理を進める必要がある。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県看護師等修学資金債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理するこ</p>
監査意見	<p>【看護師等修学資金貸付金】</p> <p>未収金の発生を未然に防ぐ対策は何らとられていない状況である。滞</p>	保健医療部保健医療政策課

	納者の所在調査や就業状況等の確認を適宜行うべきである。	と、所在調査及び財産調査に関するここと、遅延損害金の取扱いに関するここと、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。 さらに、個別マニュアルでは、債権管理体制の充実強化や整理強化期間の導入等の取組についても盛り込んでおり、組織的な対応を強化することとしている。 なお、回収不能債権を債権放棄する検討に着手して平成29年2月議会に議案を提出し、平成29年3月に議決を得たところである。	
監査意見	【看護師等修学資金貸付金】 未収金の時効管理について問題が多い。滞納者の所在調査がなされておらず（住所移転の追跡調査すら行われていない。）、行方不明者が複数存在する上に、時効中断措置も一切なされていない状況であり、漫然と時効期間を途過させている状況が伺われる。		
監査意見	【看護師等修学資金貸付金】 延滞金の取扱いについて、民法上年利5パーセントの延滞金が発生していると思われるにもかかわらず、過去に一度も調定が行われていないという点に問題がある。元金を支払うのみで、遅延損害金については徴求しないということもあり得るのではあるが、それは担当部署の裁量に任されるのではなく、県としての統一した基準の策定が求められる。		
監査意見	【看護師等修学資金貸付金】 「沖縄県看護師等修学資金債権管理マニュアル」について、沖縄県財務規則第50条第1項に合致する内容に改定すべきである。また、現在の人員体制に鑑み、具体的に実践可能なものを検討するべきである。		
監査意見	【看護師等修学資金貸付金】 本事業において積極的な回収努力がなされていない原因是、煩雑な債権管理業務がただ1人の職員に任せられている状況により、未収金回収に向けた適切な人員配置がなされていないことに存すると考えられる。 この場合、未収金について漫然と時効期間が途過させて消滅時効を完成させたとしても、現場職員の責任を問うことは酷であると考えられ、結果として、責任の主体が不明となる。		
監査意見	【児童扶養手当返還金】 延滞金の取扱いについて、昭和37	監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方	子ども生活福祉部

	<p>年4月25日厚生省局通知において返納金に係る延滞金を徴収する旨通知されているにも関わらず、過去に一度も調定が行われていないという点について問題がある。</p>	<p>法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「児童扶養手当返還債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、延滞金の取扱いに関すること、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	青少年・子ども家庭課
監査意見	<p>【母子父子寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>今後も従前通り積極的に不納欠損処理を進めていくべきである。もっとも、未収金に関する不納欠損は、最少の経費で最大の効果を意識するべきであり、いたずらに事務量の肥大化を招かないようにしなければならない。</p> <p>また、未収金の回収が極めて困難でありながら、時効援用権者の所在不明等により時効の援用が不可能な案件については、財務規則第52条第1項第2号に基づく債権放棄の方法により不納欠損処理を行うことを検討すべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、遅延損害金の取扱いに関すること、財産調査に関すること、強制徴収手続に関すること、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p> <p>さらに、個別マニュアルでは、債権管理体制の充実強化や整理強化期間の導入等の取組についても盛り込んでおり、組織的な対応を強化することとしている。</p> <p>なお、回収不能債権を債権放棄する検討に着手して平成29年2月議会に議案を提出し、平成29年3月に議決を得たところである。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
監査意見	<p>【母子父子寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>「沖縄県母子父子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」は、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである。</p>		
監査意見	<p>【母子父子寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>本事業においては、債権回収業務に特化した母子福祉協力員を配置するなど、未収金回収に向けて相当の人員費を投入しているところ、本事</p>		

	<p>業の予算規模に鑑みれば、相応の労力及び経費をかけることはやむを得ないと考える。</p> <p>今後は、回収可能性の高い悪質滞納者に対しては支払督促等の積極的な回収手段を進める一方で、回収可能性の存在しない滞納者については債権放棄を検討する等、よりメリハリのある回収方法を進めていくべきであろう。</p>	
監査意見	<p>【児童福祉施設負担金】</p> <p>未収金の消滅時効に関して、新業務支援システム（相談受付システム）の入力を早急に行うべきである。入力作業が膨大であることは理解できるため、臨時職員等を活用すべきであろう。</p>	<p>入力作業を順次進め、債務者の基本情報の入力はおおむね終了したところである。</p> <p>今後においては、個々の債権を管理する中で適宜必要な入力を加え、適切な時効管理等に活用することとしている。</p>
監査意見	<p>【生活保護費返還金等】</p> <p>利息の調定を行うか行わないかをいつ判断したのか、どのような事情で判断したのかについて、明確にしておく方が望ましい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「生活保護費返還金等債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、延滞金の取扱いに関する事項、保護継続中か否か等債務者の態様によって異なる債権管理のあり方に関する事項、回収不能債権の処理に関する事項、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>
監査意見	<p>【生活保護費返還金等】</p> <p>費用対効果という点では、生活保護費の受給が継続している案件に関しては、生活保護費の受給と未収金の回収が一体となっているため、相応の労力及び経費がかかることはやむを得ないとと思われる。</p> <p>次に、生活保護廃止や受給者死亡のケースについては、未収金回収のみを行うこととなり、もともと生活保護世帯で資力が乏しいことを考えると、どの程度の費用をかけて回収を行うべきか検討する必要がある。</p> <p>しかし、収入等を故意に届け出ないなど悪質なケースについては、届出義務を誠実に履行している受給者との関係も考え、ある程度の費用をかけても回収を行う必要がある。もっとも、悪質であるということと、回収可能かどうかという観点は、峻別されるべきであり、単に悪質だというだけで、未収金管理業務に労力を費やすとすると、悪質者のために無用の経費がかさむという事</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 障害福祉課</p> <p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>

	態も発生しかねない。仕分け作業を行う等、どの債務者に対してどの程度の費用をかけるか検討する必要がある。		
監査意見	【農業改良資金貸付金】 未収金の中には時効期間が経過しているながら時効の援用も期待できないケースもあり、このような債権については、調査を行っても回収可能性が低く、調査等を行いながら管理し続けるよりも債権放棄による不納欠損処理によって処理することが適当である。	監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。 その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県農業改良資金債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。	農林水産部農政経済課
監査意見	【農業改良資金貸付金】 違約金については、違約金が元金を超えるケースもあり、債務者の返済意欲を害することも懸念される。債務者の返済意欲を害する結果となるよう、違約金については一部又は全部について債権放棄の活用による不納欠損処理が可能かどうか一考すべきである。	新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、違約金の取扱いに関する事、時効管理に関する事、財産調査に関する事、強制徴収手続に関する事、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。 さらに、個別マニュアルでは、債権管理体制の充実強化や整理強化期間の導入等の取組についても盛り込んでおり、組織的な対応を強化することとしている。	
監査意見	【農業改良資金貸付金】 一部の債権について、少額の返済によって時効の管理をし、未収金として計上し続けることが妥当なのかどうかについては、再考の余地がある。財産調査をした上で、妥当な範囲で支払を受けて、早期に解決を図る方策も検討していくべきであろう。		
監査意見	【農業改良資金貸付金】 元金は完済されているが違約金が発生している案件110件中、その最終支払日から10年経過している47件については、違約金そのものについて、消滅時効が完成していると思われる。 元金さえ返済できれば、違約金の支払までは強いて求めないというのも心情としては理解できる。そのため、この間適切な時効管理、特に時効中断措置が講じられていた形跡がない。 しかし、違約金も県の財産であ		

	<p>り、これについて、積極的に回収しないというのであれば、そこには、法令上の根拠を要することになる。したがって、特に根拠なく心情的な問題で、違約金の回収を怠ることがあってはならない。</p> <p>もっとも前記心情も理解できないではない。債務者の支払能力等を勘案しながら、元金を完済したことの理由として、違約金を免除する法的根拠を明確にした上で、免除も検討されてよい。</p>	
監査意見	<p>【農業改良資金貸付金】</p> <p>現在の未収金管理にかかるマニュアルの内容は、現状の人員体制では、全てマニュアル通りに管理することは極めて困難なものとなっている。</p> <p>マニュアルの内容の修正又は、組織・人員体制の変更を検討すべきである。</p>	
監査意見	<p>【農業改良資金貸付金】</p> <p>現在は、人員体制の問題から、法的措置として支払督促申立てを行うか否かを判断する定期的な会議等は開かれていないのであるが、法的措置を執るか否かを決定するプロセスが欠けている。</p> <p>そうすると、担当者や債権回収会社による誓約書の徵収又は少額の返済を受けることによる債務の承認がなされない場合、年月の経過により未収金が時効にかかるてしまうことになる。</p> <p>もちろん、回収可能性やコストを勘案して法的措置を執るか否かは決定すべきであって、全件について法的措置を執ることが適当とは思われないが、施行令が原則として法的措置を原則としていることに鑑みると、これらを判断するプロセスを実行できる体制が構築されることが望ましい。</p>	
監査意見	<p>【沿岸漁業改善資金貸付金】</p> <p>時効期間が経過していくながら債務者・連帯保証人からの返済及び時</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必</p>

	<p>効の援用が期待できないケースもあり、このような債権については、調査を行っても回収可能性が低く、調査等を行いながら管理し続けるよりも債権放棄による不納欠損処理によって処理することが適当である。</p>	<p>要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、違約金の取扱いに関する事項、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p> <p>さらに、個別マニュアルでは、債権管理体制の充実強化や整理強化期間の導入等の取組についても盛り込んでおり、組織的な対応を強化することとしている。</p>	
監査意見	<p>【沿岸漁業改善資金貸付金】</p> <p>違約金については、違約金が元金を超えるケースもあり、債務者の返済意欲を害することも懸念される。債務者の返済意欲を害する結果とならないよう、違約金については一部又は全部について債権放棄の活用による不納欠損処理が可能かどうか一考すべきである。例えば、債務者の支払能力等を勘案しながら、元金を完済したことを理由として、違約金の一部又は全部について債権放棄が検討されるべきである。</p>		
監査意見	<p>【沿岸漁業改善資金貸付金】</p> <p>現在の未収金管理に係るマニュアルの内容は、現状の人員体制では、面談等に困難が生じており、全てマニュアルどおりに管理することは難しい内容となっている。</p> <p>マニュアルの内容の修正又はマニュアルの内容を実行できる組織・人員体制の変更を検討すべきである。</p>		
監査意見	<p>【林業・木材産業改善資金貸付金】</p> <p>時効期間が経過しているながら時効の援用も期待できないケースもあり、このような債権については、調査を行っても回収可能性が低く、調査等を行いながら管理し続けるよりも債権放棄による不納欠損処理によって処理することが適当である。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、違約金の取扱いに関する事項、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	農林水産部森林管理課
監査意見	<p>【林業・木材産業改善資金貸付金】</p> <p>違約金については、滞納期間が長期に渡る場合などは違約金の金額が元本を超えるケースもあり、高額となってしまっている。債務者の返済意欲を害する結果とならないよう、違約金については一部又は全部について債権放棄の活用が可能かどうか一考すべきである。例えば、債務者</p>		

	の支払能力等を勘案しながら、元金を完済したことを理由として、債権放棄が検討されるべきである。		
監査意見	<p>【中央卸売市場施設使用料・同実費徴収金】</p> <p>実費徴収金については、すでに退去済みの業者にかかる未収金の中には、未収金が相当過去に発生し、債務者が遠方又は所在不明など、もはや財産調査を行うことについても費用対効果に疑問が生じているものがある。それらの案件については、債権放棄による不納欠損処理を検討すべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県中央卸売市場施設使用料等債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>県営住宅使用料については、平成24年度まで毎年度回収額が減少傾向にあり、回収実績が芳しいとは言い難い。ただし、平成24年度以降、民間委託の対象を退去後5年以上経過した者に対する未収金から退去後1年以上経過した者に対する未収金とししたことにより回収額が増加する見込みということであるから、この点については今後検証を行う必要がある。</p> <p>県営住宅駐車場使用料については、平成24年度まで大幅な変動がないこと以外はおおむね県営住宅使用料と同様である。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。</p> <p>その後、総務部との協議を踏まえ、平成29年3月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「県営住宅使用料等に係る債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。</p> <p>新たに整理した個別マニュアルでは、全庁共通の考え方に基づき、指定管理者や債権回収会社との連携に関する事、財産調査に関する事、回収不能債権を債権放棄等の方法によって処理すること、時効管理に関する事、債務者ごとの台帳整備に関する事、遅延損害金又は損害賠償金の取扱いに関する事、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	土木建築部住宅課
監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>時効期間が経過している場合は、時効の援用を待って沖縄県財務規則に基づいて不納欠損処理を行うことが原則となると思われるが、時効が援用されない場合にも、債権放棄をして同規則に基づき不納欠損処理をすることを検討すべきである。</p> <p>また、回収の進まない未収金については、相応な財産調査をし、回収が困難である場合にも、未収金管理</p>	<p>なお、旧マニュアルに記載のあった回収困難な債権を「みなし債権」として処理することについては、地方自治法等の法令に根拠を有しない取扱いであることから、今回のマニュアル改訂手続により削除した。</p>	

	の費用対効果の観点から、権利放棄（債権放棄）をして、これを理由に沖縄県財務規則に基づいて不納欠損処理をすべきである。	
監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>消滅時効の管理について、指定管理者、民間委託先、そして、土木建築部住宅課のいずれにおいても意識的になされてきた様子はうかがえなかつた。まず、指定管理者及び土木建築部住宅課において県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づいてまとめている滞納者情報に時効期間の把握が一見してできる表を加えるなどして消滅時効に関する情報を共有し、民間委託の際に同情報を併せて民間委託先に提供するといった対策を検討すべきである。</p>	
監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱で定められた不納欠損処理の基準において不納欠損処理が可能とされている「みなし債権」については、上位規範である沖縄県財務規則における不納欠損処理の要件に該当していないことから、同規則に適合する形に改正する必要がある。</p>	
監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>平成18年度までは「みなし債権」を理由とする不納欠損処理がなされていたということであるが、どのような経緯・理由で不納欠損処理がなされたのかについては検証が必要である。</p>	
監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>県営住宅損害賠償金の調定については、九州各地の取扱いにならって回収した金額を調定する取扱いとなつてゐるが、九州各地において、当該取扱いがどのような理由によって採用されるに至つたのかについて経緯や背景から確認し、現在の取扱いが沖縄県において適切であるといえるのかを再検討する必要があると思われる。</p>	

監査意見	<p>【県営住宅使用料等】</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料を滞納した場合の遅延損害金については、法的に発生しているものといえるため、算出・調定をしたうえで、どのように処理するか（権利放棄等）を検討すべきである。</p>	
------	---	--

—平成27年度包括外部監査報告に係る分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【計画実現に向けた役割分担】</p> <p>振興計画3ページでは、農林水産行政に関わるプレーヤーとして県・市町村・農林漁業者・関係団体・県民・食品関連企業・農山漁村地域の7つを挙げ、それぞれの役割と期待を示し、「計画の実現を図るためにには、農林漁業者の主体的な取組を基本として、関係団体・市町村・県・国などが協働し、県民全体の理解を得ながら、その実現に向けて取り組むことが重要である。」としている。</p> <p>また、個別事業において関係団体を利用しているスキームは少なくない。</p> <p>しかし、個別事業においては、プレーヤーごとの活動指標や成果目標は設定されていない。</p> <p>そのため、個別事業におけるプレーヤーの目的意識が希薄になり、結果的に事業遂行が合理性や効率性を欠き、成果を得られない状況を招くことが危惧される。</p> <p>個別事業をより効果的に遂行し、目に見える成果を生み、事業の実効性を高めるためには、振興計画の目標を各事業目的にブレークダウンして農林水産行政に関わる全てのプレーヤーが個別事業の位置付けと目的を理解すること、プレーヤーごとに活動・成果指標を設定し使命感又は責任感ある事業遂行を促すこと、課題の認識と活動・成果指標の結びつきを明確に意識することが必要と考えられる。</p>	<p>沖縄21世紀農林水産業振興計画では、関係機関や団体等の役割について総括的に示しており、さらに、施策や事業ごとにおいても関係機関等の役割を明確に位置付けている。</p> <p>設定した各指標については、その達成に向け、各施策や事業ごとに掲げられた役割分担の下、沖縄県を含む関係機関共通の目標として取り組んでいく。</p> <p>なお、関係団体への委託によるべきか等については、各施策展開や事業実施に当たって、常に費用対効果の視点から効果的かつ効率的なあり方を検討するものであり、予算要求時の査定や事業計画承認時において適切に検証されている。</p>	農林水産部農林水産総務課

	<p>なお、「関係団体利用と農林水産部対応で、どちらが最少の経費で最大の効果をあげられるかという検証作業を実施しているか?」という質問を行ったが、明確に実施しているという回答はなかった。この点に関する検証も必要である。</p>	
監査意見	<p>【P D C Aの効果的な活用】</p> <p>通常、PDCAの中のC (Check=検証) を開始するのは年度末の3月であり、『「主な取組」検証票』は翌年度5月中旬までに作成することになっている。担当者へのヒアリングによると作成に相当な時間を要するとのことである。公表されるものであり、県民が理解しやすいう様な工夫を行うためにある程度時間がかかることはやむを得ない。</p> <p>しかし、PDCAの本来の目的からは、PDCAの結果を次年度以降の予算編成に適切に反映させるべきであるため、実質的なCheck (検証) とAction (改善) が早めに機能することが望ましい。『「主な取組」検証票』の作成に時間を取り過ぎることは本末転倒である。</p> <p>事業を始める前に、すべての関連当事者が、事業の目的と工程を明確に理解できれば、Do (実施) の段階で、Check (検証) とAction (改善) を意識することが可能となり、実質的にCheck (検証) とAction (改善) を次年度予算編成に反映させることもでき、効果的なPDCAにつながる。</p> <p>また、『「主な取組」検証票』の作成にいたずらに時間を取られることも無くなると考えられる。</p>	<p>沖縄県PDCAは、平成28年度に行った平成27年度事業分の検証作業が4年目の実施となり、府内手続の円滑化など着実な運用改善が図られてきたものと認識している。</p> <p>今後においても、監査意見を踏まえ、企画部との緊密な連携の下、適切に沖縄県PDCAを運用することで関係者の共通理解を深め、効率的に取組を評価し、効果的な事業実施に努めていくこととしている。</p>
監査意見	<p>【インフラ整備に係る全県的な戦略】</p> <p>振興計画上、最低限整備すべきインフラ（ミニマム）として明確に認識されているのは、防疫面からの要請の強い畜産関係である。一方で、他分野については明確でない。</p> <p>監査対象事業である「水産業構造改善特別対策事業費」（担当課：水</p>	<p>市町村の要望に基づき実施する事業について、国及び県の計画や要綱等で定めた方向性や考え方と合致し、費用対効果など必要な視点からの検証が行われている場合、県としては、必要な精査をした上で、予算の範囲内で優先順位を付けて採択している。</p> <p>なお、監査意見にあるような荷捌き施設や鮮度保持施設等の整備に関する市町村事業については、更なる情報の把握に努め、振興計画等による位置付けのほか、費用対効果や地域の需と供給の関係など、多角的な視点からの検討を行うこととし</p>

産課 財源：国庫＋一般）は、漁業者の所得の向上、漁村の魅力向上及び6次産業化を図ることを目的とした施設整備支援を含む事業である。

荷捌き施設、鮮度保持施設等は、各市町村・漁港レベルで応需する必要性は理解できる。

しかし、最終製品化までを想定した加工施設を各市町村・漁港レベルで応需する必要性については全県的な戦略に基づいて検討することが必要と考えられる。近隣市町村・漁港に同規模の施設を2つ造ることが計画された場合、各市町村における水産物の流通量や、物流、スケールメリット等を考慮して、たとえば1.5倍規模の施設を1つ造るケース等との比較検討をするべきである。

本事業に係る『产地水産業強化支援事業実施要綱』第8の2によると、沖縄県が策定した戦略に基づき計画を実行することは可能である。

この点、担当者によれば「県としては、市町村からの要望に対し、国及び県の要綱と合致し、費用対効果等も含め検証されていれば否定するのは難しい。」ということであった。

たしかに、市町村の要望に応えるのは大事な役割である。また、地域的な整備を目的とした本事業が、振興計画の実現に寄与するかどうかの検討は難しいと判断されるが、事業採択に当たっては十分な検討が必要であり、事業ありきでは好ましくない。また、県にとって一般財源負担もある中で、振興計画の長期的な目標達成を目指す過程において、各自治体に複数の施設を建設する場合は、その妥当性を十分検討するが必要であり、受動的・自動的に同意することは避けるべきと考える。

県として最低限手当すべきはどこまでかということを検討する必要がある。そのうえで残りの財源で計画する事業については「選択と集中」を徹底し、認識している課題に即したネックを解消できる事業の構成にすることを検討するということ

ている。

	である。		
監査意見	<p>【インフラ整備に係る全県的な戦略】</p> <p>振興計画上、最低限整備すべきインフラ（ミニマム）として明確に認識されているのは、防疫面からの要請の強い畜産関係である。一方で、他分野については明確でない。</p> <p>監査対象事業である「水産業構造改善特別対策事業費」（担当課：水産課 財源：国庫+一般）は、漁業者の所得の向上、漁村の魅力向上及び6次産業化を図ることを目的とした施設整備支援を含む事業である。</p> <p>荷捌き施設、鮮度保持施設等は、各市町村・漁港レベルで応需する必要性は理解できる。</p> <p>しかし、最終製品化までを想定した加工施設を各市町村・漁港レベルで応需する必要性については全県的な戦略に基づいて検討することが必要と考えられる。近隣市町村・漁港に同規模の施設を2つ造ることが計画された場合、各市町村における水産物の流通量や、物流、スケールメリット等を考慮して、たとえば1.5倍規模の施設を1つ造るケース等との比較検討をするべきである。</p> <p>本事業に係る『産地水産業強化支援事業実施要綱』第8の2によると、沖縄県が策定した戦略に基づき計画を実行することは可能である。</p> <p>この点、担当者によれば「県としては、市町村からの要望に対し、国及び県の要綱と合致し、費用対効果等も含め検証されていれば否定するのは難しい。」ということであった。</p> <p>たしかに、市町村の要望に応えるのは大事な役割である。また、地域的な整備を目的とした本事業が、振興計画の実現に寄与するかどうかの検討は難しいと判断されるが、事業採択に当たっては十分な検討が必要であり、事業ありきでは好ましくない。また、県にとって一般財源負担もある中で、振興計画の長期的な目標達成を目指す過程において、各自</p>	<p>市町村の要望に基づき実施する事業について、国及び県の計画や要綱等で定めた方向性や考え方と合致し、費用対効果など必要な視点からの検証が行われている場合、県としては、必要な精査をした上で、予算の範囲内で優先順位を付けて採択している。</p> <p>なお、監査意見にあるような荷捌き施設や鮮度保持施設等の整備に関する市町村事業については、更なる情報の把握に努め、振興計画等による位置付けのほか、費用対効果や地域の需要と供給の関係など、多角的な視点からの検討を行うこととしている。</p>	農林水産部農林水産総務課

	<p>治体に複数の施設を建設する場合は、その妥当性を十分検討する事が必要であり、受動的・自動的に同意することは避けるべきと考える。</p> <p>県として最低限手当すべきはどこまでかということを検討する必要がある。そのうえで残りの財源で計画する事業については「選択と集中」を徹底し、認識している課題に即したネックを解消できる事業の構成にすることを検討するということである。</p>	
監査意見	<p>【不用額の発生】</p> <p>果樹産地総合整備事業は、ハード事業に関する補助金分について、別の事業での申請が行われたことにより不要となった結果、決算額が予算額を大きく下回った。申請者にとってより有利な補助事業があったことにより、監査対象事業の予算が執行されず、不用処理が生じる結果となった。</p> <p>ハード事業については、予算申請時に候補先をある程度想定していると考えられることから、他課・班との事前の連携・情報共有により、既存の補助事業の利用可能性を検討のうえ、予算申請を行うべきである。</p>	<p>共同利用施設等の整備に関する要望があった場合には、要望内容に即した複数の事業について検討を行うことになる。その中で、本事業よりも実施内容や補助率等の面で有利となる他の事業を活用することにより、結果的に不用額が生じてしまうこともあります。</p> <p>しかしながら、栽培品目によっては、本事業の活用が想定されることから、所要額の予算計上には必要性があるものと考えている。</p> <p>監査意見を踏まえ、今後は、府内連携により情報を共有し、適切に要望等を把握し、必要額の確保に努めていくこととしている。</p>
監査意見	<p>【多面的機能の評価】</p> <p>平成14年8月策定の旧振興計画において、本県の農林水産業・農山漁村の多面的機能評価として、仮想市場評価法・代替法・トラベルコスト法といった評価手法を用いた評価額を算出している。</p> <p>問題は、平成25年3月策定の振興計画においても当時の評価額をそのまま評価結果として掲載し、その継続して採用している点について何も言及していないことである。</p> <p>多面的機能を維持・増進・発揮することは、農林水産業に対する公金投入の根拠となるものである。本監査は、多面的機能の評価の妥当性を対象としていない。しかし、10年以上経過しているため、評価の更新や、県民の理解を促すための新たな</p>	<p>沖縄県21世紀農林水産業振興計画の「多面的機能の評価」に関する記載箇所については、沖縄県農林水産業振興計画（平成14年度策定）で記載した内容から修正を加えていなかった。</p> <p>監査意見を踏まえ、平成28年度、現在の情勢を考慮した評価見直し作業を行ったところであり、現在策定作業を進めている沖縄21世紀農林水産業振興計画後期計画（平成29年度から平成33年度）に更新した内容を記載する予定である。</p>

	<p>評価指標の導入を検討してしかるべきである。環境部や文化観光スポーツ部が把握するデータを参考にすることや、定性的事象を用いることが検討されるべきである。</p> <p>また、他部との連携が、農林水産部のみならず、他部にとっても有意義であること、すなわち他部にとって農林水産部の存在価値を見出してもらうことも多面的機能の発揮の一環である。</p> <p>なお、平成29年度からの後期計画の際は、見直しを図る予定のことである。</p>		
監査意見	<p>【食料・農業・農村基本法】</p> <p>同法第8条は（地方公共団体の責務）として下記のとおり定めている。</p> <p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>この責務を果たすには、国の補助メニューを戦略的に活用するという姿勢が必要である。県においては、振興計画に本当に寄与するのかどうかという検討が非常に重要である。</p> <p>義務的経費（A経費）として区分されている事業は、名前に「義務」と付いているが、あくまで要請するかどうかは県が主体的に判断するものである。しかし、実際には複数年にわたり継続している事業が多く、しがらみや既得権益となるリスクを孕む。</p> <p>そのため、特にこれらの事業については、前述イ（役割分担）、エ（インフラ整備）で述べた点を踏まえてゼロベースで振興計画の目標達成のために必要かどうかを検討されるべきと考える。</p>	<p>義務的経費（A経費）である内閣府一括計上予算事業についても、他予算区分の事業と同様に、国とともに、毎年度、事業内容や必要性等を精査して実施しているところであり、当然、その必要性がなくなれば廃止や縮小等を行っていくものである。</p> <p>今後においても、監査意見を踏まえ、経費区分に関わらず、適切な精査を行った上で実施していくこととしている。</p>	農林水産部農林水産総務課
監査意見	<p>【TPP協定発効後を見据えた対策】</p>	<p>県としては、TPPなど国際経済連携協定等の有る無しにかかわらず、農林水産業における体质強化は必要であると認識</p>	農林水産部農林水

	<p>TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）に対する県のスタンスは、まず国の施策・方向性を見極めてから対応するというものである。</p> <p>一方で、TPP対応策の多くは、従前認識されている課題に対する対応策と重複する。つまり振興計画の戦略を策定し実行に移すことが、TPPに対する能動的かつ先手の対応にもなりうると考えられる。</p>	<p>している。既に国はTPP協定の発効などを想定し、各種施策の追加・拡充を図っているところであり、県においても、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算、補正予算及び平成29年度当初予算で適切な対応を行っている。</p> <p>また、国の「農林水産業・地域の活力創造本部」（平成28年11月29日開催）で決定された「農業競争力強化プログラム」において、農業の更なる競争力強化を実現するための方針が示された。</p> <p>今後とも国の動向を注視し、関係団体と連携の上、時機を逸しないよう適切に対応していくこととしている。</p>	産総務課
監査意見	<p>【人事上の工夫】</p> <p>農林水産部担当者が、戦略・ロードマップの作成、農林水産行政に関わるプレーヤー全体への浸透を図るという作業に注力できるようにするために、その他の業務を標準化することがあってもよい。経験や知識を必ずしも必要としない業務を洗い出し、それらの業務を担当する職種を設けることが考えられる。</p> <p>現状、非正規職員の人事費は事業ごとに計上しており、融通を利かしづらい。これは会計検査院指摘でもある。</p> <p>そこで、非正規職員賃金を一般財源化し、融通を利かせることを検討することが考えられる。もちろん、従前は個別事業の中で非正規職員賃金として計上されていた予算については、県負担財源からその分節約することで、一般財源の負担が増加することの無いように留意する必要があることはいうまでもない。</p>	<p>非正規職員の人事費については、従来から、職員と非正規職員の業務分担及び業務量について精査の上、補助事業においてはその中で人件費を計上し、その他は一般財源で措置してきたところである。</p> <p>今後においても、監査意見を踏まえ、必要な精査を行いながら適切に人件費を措置し、効果的な役割分担の下、各施策における事業展開の中核をなす職員がその知識や経験を活かして業務に注力できるよう努めることとしている。</p>	農林水産部農林水産総務課
監査意見	<p>【他部署との連携を意識した事業計画の必要性】</p> <p>農林水産業を持続的に振興していくためには、一定の収益性を確保する必要があることは言うまでもない。それは、生産物の販売先をいかに確保するかという出口戦略が重要な課題であることも意味する。</p> <p>このことは振興計画において、7本柱のうち「流通・販売・加工対策の強化」と「フロンティア型農林水産業の振興」として意識されている。その中で「特に、観光産業や食品産業など他産業との融合・連携の</p>	<p>他部局との連携については、従来、各種連絡会議等への委員就任、個別計画に関連事業を位置付けて実施、事業実施の際の連携及び協力、イベント情報や補助事業情報の共有などの方法により、連携を図ってきたところである。</p> <p>具体例としては、商工労働部が平成27年度に策定した「アジア経済戦略構想」に農林水産物の販売促進等について位置付けるとともに、同構想推進・検証委員会へ農林水産部職員が参画している。</p> <p>また、海外（香港、シンガポール）における商談会・見本市において商工労働部と共同で出展ブースを確保したほか、農林水産省の補助事業実施の際の受入体制を保健医療部と共同で構築した例、一般財團法人沖縄観光コンベンションビューローが実施するキャンペーン事業の実施店舗を「おきなわ食材の店」に指定した例など、協働による取組事例が多数ある。</p>	農林水産部流通・加工推進課

	<p>強化により、地域農林水産物等の資源の掘り起こしや利用拡大などによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する」と諳っているものの、個別事業において他部署との連携を明確に取り入れたスキームは見当たらない。</p> <p>農林水産部においては、流通・加工推進課（流通政策班、販売加工戦略班）が当該出口戦略を担う。ここで、出口のニーズをより近くで把握する他部署（商工労働部、文化観光スポーツ部など）と連携を図ることで認識できるであろうニーズをもとに、ボトルネックは何なのかを分析したうえで、個別事業計画にフィードバックし、選択と集中的な取り組みを行う余地があると考えられる。</p>	今後においても、監査意見を踏まえ、他部局との連携を継続的に行い、連携の結果として得られた成果や課題を適切に分析した上で、農林水産部の施策に活かしていくこととしている。	
監査意見	<p>【他部署との連携を意識した事業計画の必要性】</p> <p>農林水産部に対する期待は同時に課題を示している。「定時・定量・定品質」は振興計画はもとより、過去の振興計画においても認識され、事業に反映されている。</p> <p>この課題が克服できたかどうかを把握するためには、大手小売店、ホテル、学校給食、病院・施設といった県内大口仕入先の仕入状況等が考えられる。しかし、繁忙な事業者に、仕入内容を継続的に記録・回答してもらうことは困難を伴う。</p> <p>そこで、すでに把握し、振興計画の目標値となっている県中央卸売市場における県内産取扱高が考えられる。ただし、県外出荷分と県内出荷分の区分把握が別途必要となる。また、前述のヒアリング結果で言及されている域内調達調査で認識された地産地消推進のための課題は「定時・定量・定品質」に收れんされるものである。この大きな課題を、仕入先の特性に応じて、段階的に克服・解消に取り組めるような目標を個別・段階的に設定することが考えられる。</p>	<p>地産地消における「定時・定量・定品質」の課題については、生産供給体制の強化として、生産基盤の整備、栽培技術の向上等に取り組んできたところであり、また、課題解決に向けた現状把握については、中央卸売市場の取扱量を基本としつつ、関連事業で得られたデータの活用等によって現状把握に努めているところである。</p> <p>仕入先の特性に応じた取組については、第3次沖縄県地産地消推進計画において、ホテル、飲食店、給食及び量販店に区分して目標を設定し、各目標達成に向けた取組を推進しているところである。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	【新たな視点で事業スキームの構築】	沖縄県における「担い手」とは、後継者の育成及び確保の觀	農林水産

	<p>【を検討する必要性について】</p> <p>担い手育成関連事業については、1人=1経営体を基本とした事業スキームになっている。戦後の農地改革で大地主の土地が小作農に分配されて以来の名残と考えられる。</p> <p>現状の取組を否定するものではない。しかし、上表から就農者の定着が伸び悩んでいると推測されることに鑑みると、「担い手=経営者」とみなし、就農希望者を全て経営者にするという取り組みには限界があると考えられるため、スキームそのものに新たな視点を導入することも検討すべきと考える。</p> <p>業務の標準化によってシフト制の導入や定期的な休暇の確保が可能となれば、離職率の低下も期待できる。また、新規雇用者に対しては、一定の水準を満たした労働環境の中でキャリアプランを描くことでモチベーションを維持し、キャリア実現の一つとして新たに経営者として自立する可能性を引き出すことにもつながると考える。</p> <p>まずは就農者が多様なキャリアプランを選択できるような雇用環境を作り、就農の敷居を低くして、キャリアアップとして経営者を目指す者も出てくるような仕組みづくりなどである。</p> <p>なお、これらの取組は、農地の円滑な利用集積の促進、及び経営体の法人化支援等と並行して取り組む必要がある。</p>	<p>点から、経営体である農家又は法人のことであり、関連事業を展開する対象も経営者としての農家又は法人となっている。</p> <p>一方、農家や法人に雇用される者に対する事業としては、沖縄県農業会議が実施主体となっている「農の雇用事業」があり、県としては、同事業における各種審査手続に審査員として参画するなどし、協働して取り組んでいるところである。</p> <p>監査意見を踏まえ、今後とも関係団体との連携の下、担い手の育成に取り組んでいくこととしている。</p>	部農支 援課
監査意見	<p>【モズク消費拡大に向けた機能性成分高含有品種育成と加工技術開発】</p> <p>計画変更の審査にあたっては、金額の増額がない場合においても、成果が当初の計画どおりであるかどうかという有効性の観点からだけではなく、金額の内訳明細による裏付けを確認する等、経済性の観点からも十分に検討を行うことが望まれる。</p>	<p>研究計画を変更すべき事情が生じた場合には、契約書の定めに基づく変更承認申請の手続の中でその適否を判断することになる。</p> <p>平成28年度中に提出された同申請を承認する手続の際には、監査意見を踏まえ、変更理由や費用の明細に関する根拠資料等を十分確認するよう運用を改めたところである。</p>	農林水産 部農林水 産総務課
監査意見	<p>【うちなー島ヤサイ商品化支援技術開発事業】</p> <p>うちなー島ヤサイ商品化支援技術</p>	<p>本事業は、ニーズの把握から市場展開までの一貫した観点で事業を実施する必要があることから、単年度ごとに事業成果を評価した上で、2年目以降は随意契約の方法により複数年にわ</p>	農林水産 部農林水 産総務課

	<p>開発事業について、予算執行伺に契約の経緯が記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは契約の経緯を理解することができない状態となっている。</p> <p>契約の経緯について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。</p>	<p>たって同一事業者と契約を締結することが可能となっている。</p> <p>監査意見を踏まえ、平成28年度の予算執行伺の際には、前年度から引き続き同一の事業者と随意契約を締結することについて、その妥当性を判断した経緯等を記載したところである。</p> <p>さらに、契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」(平成27年3月)に基づき、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めているところである。</p>	
監査意見	<p>【うちな一島ヤサイ商品化支援技術開発事業】</p> <p>工事監理業務について、工事の設計者と随意契約を締結する場合には、設計を含む施設の工事に関する競争入札においては低い価格で入札を行い、工事監理業務の随意契約で過大な金額で契約を締結することも考えられる。当該状況においては、競争入札の意義が部分的に没却される可能性があり、経済性が低下することが考えられる。</p> <p>当該状況を回避するため、工事監理業務を含めて公募を行う等、一定の工夫を行うことが望まれる。</p>	<p>本事業では、当面、新たな施設整備の予定はないが、今後、同様の事業が生じた場合には、監査意見を踏まえた最適な公募手続をとることとしている。</p> <p>なお、施設建築時の分任先である土木建築部施設建築課においては、設計業務を受注した業者と工事監理業務の随意契約をせずに、一般競争入札により発注するという取組を平成27年度から行っているところである。</p>	農林水産部農林水産総務課
監査意見	<p>【次世代沖縄ブランド作物特産化推進事業】</p> <p>業務内容が類似している委託業務については、まとめて発注する等の方法により、競争原理を働きかせ、事業遂行の経済性についても考慮することが望まれる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、同時期に発注できない事情がある一部の委託業務を除き、できる限りまとめて発注するように努めているところである。</p> <p>同事業における委託業務は合計14件であったが、監査意見を踏まえた運用改善を行った結果、平成28年度においては、11件となったところである。</p>	農林水産部農林水産総務課
監査意見	<p>【新たな時代を見据えた糖業の高度化事業】</p> <p>新たな時代を見据えた糖業の高度化事業について、予算執行伺に契約の経緯が記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは契約の経緯を理解することができない状態となっている。</p> <p>契約の経緯について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。</p>	<p>本事業は、新しい黒糖の製造技術開発を行うため、技術開発に必要な各課題について、複数年に分けて継続して研究する必要があることから、単年度ごとに事業成果を評価した上で、2年目以降は随意契約の方法により複数年にわたって同一事業者と契約を締結することが可能となっている。</p> <p>監査意見を踏まえ、平成28年度の予算執行伺の際には、前年度から引き続き同一の事業者と随意契約を締結することについて、その妥当性を判断した経緯等を記載したところである。</p> <p>さらに、契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」(平成27年3月)に基づき、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めているところである。</p>	農林水産部農林水産総務課

監査意見	<p>【新たな時代を見据えた糖業の高度化事業】</p> <p>システム保守・点検業務について、システムの設計者と随意契約を締結する場合には、設計を含むシステムの設計・作成に関する競争入札においては低い価格で入札を行い、システム保守・点検業務の随意契約で過大な金額で契約を締結することが考えられる。当該状況においては、競争入札の意義が部分的に没却される可能性があり、経済性が阻害されることが考えられる。</p> <p>当該状況を回避するため、貴県の保健医療部生活衛生課における「沖縄県食品衛生等業務システム構築・運用保守業務」と同様に、システム保守・点検業務を含めて公募を行う等、一定の工夫を行うことが望まれる。</p>	<p>本事業では、当面、新たなシステム開発の予定はないが、今後、同様の委託業務が生じた場合には、監査意見を踏まえた最適な公募手続をとることとしている。</p>	農林水産部農林水産総務課
監査意見	<p>【肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業】</p> <p>肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業について、予算執行伺に契約の経緯が記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは契約の経緯を理解することができない状態となっている。</p> <p>契約の経緯について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。</p>	<p>本事業は、新たな牧草の品種育成を目的に牧草の収量性、品質などの特性を評価するため複数年継続して調査する必要があることから、単年度ごとに事業成果を評価した上で、2年目以降は随意契約の方法により複数年にわたって同一事業者と契約を締結することが可能となっている。</p> <p>監査意見を踏まえ、平成28年度の予算執行伺の際には、前年度から引き続き同一の事業者と随意契約を締結することについて、その妥当性を判断した経緯等を記載したところである。</p> <p>さらに、契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」(平成27年3月)に基づき、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めているところである。</p>	農林水産部農林水産総務課
監査意見	<p>【御売市場対策事業費】</p> <p>精算会社に対して期中の監督機能が発揮されない場合、精算会社と買受人の間で返済期限を融通することで、買受人に余剰資金が生まれ間接的な貸付ができる可能性があると考えられる。精算会社への監督機能としては取締役会での相互けん制のほか、監査役の監査も実施されているが、監査役の権限が定款で会計監査に限定され、業務については監査権限を有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明である</p>	<p>監査意見を踏まえ、買受人と沖縄県中央御売市場精算株式会社(以下「精算会社」という。)の間における代金精算業務が適正に行われているか等を確認するため、平成28年1月にヒアリングを実施し、問題がないことを確認した。</p> <p>今後の継続的なモニタリング体制については、精算会社との意見交換を行った結果、定期的に期中の代金精算状況を確認することとし、平成28年度は11月に実施したところである。</p> <p>今後においても、協議の上で貸付契約書等に取組の根拠となる必要事項を記載することにより、継続的なモニタリングを実施することとしている。</p>	農林水産部流通・加工推進課

	<p>る。また、延滞利息については適切に徴収し、また、会計上も適切に計上されていることが確認できないと上述記載したとおり、間接的な貸付が行われても発見できない可能性があると考える。さらに、適切に利息を徴収していない場合は精算会社の運営自体が適切に行われていない可能性も考えられる。</p> <p>そのため、県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であると考える。</p>		
監査意見	<p>【中央卸売市場活性化事業】</p> <p>当該事業においては成果指標として設定している『県中央卸売市場の花きの取扱量』については関連性が薄いと考えられることから、事業を評価するための適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があると考える。</p>	<p>監査の対象となった平成26年度事業については、青果部のみを対象とする事業内容（配送センター整備）であったため、本監査意見が出されたものと考えられる。</p> <p>配送センターの整備完了後は、青果・花き両方の取扱増加等に資するものとして本事業を継続することになるため、現行の成果指標は適切なものであると考えている。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【農林水產物流通条件不利性解消事業】</p> <p>現状の補助金の支給では輸送運賃の補助が生産者の輸送コスト低減に対する体制の向上等につながりにくいと考えられるため、補助金の支給についてはインセンティブを持たせた方法等、工夫する必要があると考える。</p>	<p>監査意見を踏まえ、「農林水產物流通条件不利性解消事業補助金交付要綱」における申請様式の一部を改正し、補助団体による取組内容や成果等について詳細に把握できるよう改めたところである。</p> <p>その結果は、事業効果の測定や運用のあり方等について、沖縄県P D C Aや部内会議における検証に活かされている。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【おきなわ島ふーど利用促進事業】</p> <p>適切な成果指標を設定することで事業の成果を適切に評価することができると考えるため、当該事業の成果指標として何が適切な成果指標か設定し、事業を評価する必要があると考える。例えば、学校給食等の県産品消費を成果指標（又は参考データとして記載する）とするなど検討されたい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、地産地消に関する指標として、「学校給食における県産農林水産物利用状況」を参考データの欄に記載した上で、適切な評価を行うこととした。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【県産農林水産物販売力強化事業】</p> <p>適切な成果指標を設定することで事業の成果を適切に評価することができると考えるため、当該事業の成果指標として何が適切な成果指標か</p>	<p>成果指標については、人材を育成するという本事業の趣旨等を踏まえ、「戦略人材の数」を参考データの欄に記載したところである。</p> <p>なお、本事業は、平成26年度をもって終了したが、本事業で構築された研修生のネットワークに対するフォローアップを継</p>	農林水産部流通・加工推進課

	<p>設定し、事業を評価する必要があると考える。例えば成果指標として人材育成した者が所属する会社の売上げが増加したのか否かを調査し、当該事業が有効であったか評価するなどが考えられる。また、これを次の事業へつなげられるようフィードバックする仕組みづくりも必要であると考える。</p>	<p>続しているところであり、同ネットワークによる補助事業の活用や新商品開発が行われるなど、一定の成果が現れている。また、他事業へのフィードバックとして、現在実施している本土の市場及び量販店向けのプロモーション活動に活かされており、平成27年度の園芸品目の東京市場への出荷が大幅に増加するなど、成果が上がりつつある。</p>	
監査意見	<p>【直売所を核とした県産食材消費拡大事業】 適切な成果指標を設定することで事業の成果を適切に評価することができると考えるため、当該事業の成果指標として何が適切な成果指標か設定し、事業を評価する必要があると考える。例えば、当該事業では県産食材供給実証事業（新聞配達の空き車両を利用して、直売所から県内ホテルへ農林水産物を配送する実証事業）があるのでその結果を成果指標の参考データとして「主な取組」検証票へ記載することが有用であると考えるため検討されたい。</p>	<p>本事業は平成26年度をもって終了したが、監査意見を踏まえ、後継事業「おきなわ地産地消推進モデル構築事業」の実施においては、従前からの直売施設の活性化に加え、地域の地産地消を推進する人材の育成に関する取組を重点化することとしたため、ふさわしい指標として「地産地消コーディネーター育成数」を参考データの欄に記載した。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【プレミアム加工品開発支援事業】 「主な取組」検証票に記載された成果指標「県が支援したプレミアム加工品のうち国際的な承認等を取得した件数」及び参考データ「 mondセレクション・iTQiへの申請」はあくまでも目標達成のための手段であり、成果達成指標として適切か検討されたい。例えば、国際的な承認の取得により売上げがどのように推移したかを把握することで、「主な取組」検証票で課題として認識した「農業所得の向上や農村地域の活性化につなげていく」ことに当該事業がどの程度貢献したか事業の有効性を評価できと考えられる。また、売上げが期待したものでなかつた場合にはその原因を調査し今後の事業を展開する際にフィードバックすることでその後の有効性・効率性を高めることも必要と考える。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県P D C Aの平成28年度検証作業においては、既存の成果指標及び参考データに加えて、「商品開発支援実施件数」を参考データの欄に新たに記載した。 なお、本事業は、平成26年度をもって終了したが、後継事業の「おきなわ型6次産業化総合支援事業」では、さらに支援を発展・充実させるため、従来の商品開発及び販路拡大に関する支援に加え、新たに加工品開発に関する補助を実施している。その中で、補助事業者自身に売上げ等の目標を設定させ、達成状況の報告を受けて検証することにより事業の成果を明らかにし、今後の事業展開へのフィードバックを図っている。</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	【農業経営トップランナー育成事業】	認定農業者である法人数（延べ数）は、平成23年度の277法	農林水産

	<p>業】</p> <p>本事業としての計画値、目標値が設定されていない状況では、予算申請の妥当性、事業の進捗状況、取組内容の妥当性が検証できない。</p> <p>県は、本事業の目的である認定農業者（法人）数について、各年度の計画値、中期的目標値を設定することにより、本事業の成果を検証することが望ましい。また、委託先である沖縄県農業会議が実施する各取組（平成26年度は①「農業経営トップランナー育成事業」推進会議の開催、②農業法人等支援体制整備（相談対応、研修会）、③農業法人等の経営力向上支援（講演会、中小企業診断士による経営診断）④地域営農優良事例調査⑤ビジネスチャンス拡大のための交流支援（シンポジウム、セミナーへの参加））について、計画値、目標値との関連で実施内容の有効性、効率性を検討のうえ、実施することが望ましい。</p>	<p>人から平成26年度の315法人へと着実に増加しており、本事業の継続的な実施は、農業経営体の育成に効果を上げている。</p> <p>本事業は、平成26年度をもって終了したが、平成27年度からは「地域農業を支える経営モデル構築事業」を後継事業として継続し、地域農業を支える経営体として地域に認められた認定農業者や法人化志向農業者の育成に取り組んでいるところであり、監査意見を踏まえ、中期的目標として、法人を含めた認定農業者数を活動指標として設定しているところである。</p> <p>また、本事業の一部である沖縄県農業会議への委託事業（事例調査やセミナー・研修会の開催等）については、目標の達成状況の確認や実績報告を踏まえ、事業成果の適切な検証を行うこととしている。</p>	部農政経済課
監査意見	<p>【農業委員会等助成費】</p> <p>本事業の成果指標である認定農業者数と対応課題である農地の集約の関係が薄い。すなわち、成果指標とは、その指標が向上することが対応課題の解決に資するため設定されるものであるところ、認定農業者数が増加することで農地の集約化が行われるという直接の論理関係は無いといえる。</p> <p>したがって、県は、本事業による課題への取組効果がよりわかりやすくなる成果指標を設定すること、あるいは、認定農業者数の増加が農地の集約に繋がることを裏付ける資料を準備することが望ましい。</p>	<p>農地の集約とは、担い手へ農地を集約することであり、担い手である認定農業者数の増加は、すなわち農地集積対象者の増加を意味することから、認定農業者数の増減と農地の集約率には相関関係が存する。</p> <p>監査意見を踏まえ、認定農業者数の増加が農地の集約に繋がることを説明する資料を作成した。</p>	農林水産部農政経済課
監査意見	<p>【農地中間管理機構事業】</p> <p>事業の政策目標を達成するために、関係者への働きかけを強化するなどして、農地の集積、集約化を進められたい。</p> <p>また、本事業としての活動指標の計画値が設定されていない状況では、事業の進捗状況や取組内容の妥</p>	<p>「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月策定）では、担い手への農地集積面積割合について、現況を踏まえた上で平成35年度までの目標を設定している。</p> <p>監査意見を踏まえ、最終年度の目標達成に向け各年度の事業の進捗状況等を活動指標として適切に評価し、適宜、取組内容の妥当性等を検証することとしている。</p> <p>なお、農地利用集積事業による取組を通じて、農業振興地域の設定がある36市町村のうち32市町村において人・農地プラン</p>	農林水産部農政経済課

	<p>当性が検証できない。</p> <p>県は、担い手等が利用する面積に関する現実的に達成可能な中長期的な目標値を設定し、それと関連付けた本事業としての各年度の活動指標の計画値を設定することにより、事業の進捗状況や取組内容の妥当性を検証することが望ましい。</p>	<p>が策定されるなど一定の達成状況にあることを踏まえ、今後も引き続き、担い手への農地集積を促進するための関連事業の効果を検証しながら、効果的な取組を実施することとしている。</p>	
監査意見	<p>【農地利用集積事業】</p> <p>本事業としての中長期的な成果指標が設定されていない状況では、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。</p> <p>県は、現実的に達成可能な中長期的な目標値を設定し、それと関連付けた各年度の活動指標の計画値を設定することにより、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証することが望ましい。</p>		
監査意見	<p>【農業近代化資金等利子補給事業】</p> <p>3氏は認定時には簿記記帳を行っていないことが認められ（これは、本事業に際して認定証付附属書類を提出させていることから容易に判断できる。）、それゆえ、特段の事業がない限り、本事業実施時にも簿記記帳を行っていないという推定が働く。したがって、本要領の上記要件を充足するかどうかについては、3氏の現状を確認した上で判断することが求められる。</p> <p>しかし実際は、融資機関が借入者に対し確定申告を行うことの確認を口頭で行ったことをもって上記要件の確認を行ったという運用がされているところ、このような要件判断は不明瞭であるとともに、その確認を実施したかどうか事後的に検証できない。</p> <p>よって、今後は、県が本事業実施要件につき適切に判断を行ったことを担保するため、「簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者」についての内部的な判断基準を定立するなどし、また、判断に当たっての根拠資料を求めるなど、現状の取扱いの見直しをすることが望ましい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、「簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者（場合）」と判断する要件等を次のとおり見直し、融資機関へ通知した。</p> <p>1 「簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者（場合）」とは、農業簿記研修会への参加を予定している、又は、簿記検定の試験勉強を行っている者（場合）をいう。</p> <p>2 1について、農業近代化資金の借入申込時に具体的な特定の簿記講座や研修会への参加を確認し、経営改善資金計画書にその旨記載されるよう、窓口機関で指導すること。</p>	農林水産部農政経済課

監査意見	<p>【鳥獣被害防止総合対策事業】</p> <p>カラスの捕獲計画数の決定にあたっては、カラスの減少が生態系に与える影響も考慮することが望まれる。そのため、農林水産部だけで捕獲計画数を検討するのではなく、環境部と連携することが望まれる。また、毎年、対症療法的にカラスを捕獲するのではなく、カラスが増加する原因を解決する方法を検討することが望まれる。</p> <p>カラスの捕獲数は毎年増加しているがカラスが適切な数となっているか、定期的に確認することが望まれる。</p>	<p>カラスによる農産物の被害額は、平成27年度で約3,200万円となっており、特に柑橘類やパインアップル等の生産に与える影響が大きく、深刻な状況にある。</p> <p>カラスの増加要因としては、餌が豊富であること、自然界に天敵がないこと等が考えられ、餌場を作らない対策（生ゴミ、収穫残さ、落果等の適正管理）や、飛来を阻害するためのネット等侵入防止対策に加えて、必要に応じて捕獲箱や銃器による有害捕獲を行い、個体数の適正化を進めているところである。</p> <p>カラスの捕獲等の対策については、鳥獣被害防止特措法に基づき農林水産大臣が基本方針を定め、同方針に則して市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施されるものであり、同計画では、地域の農作物被害等の現状を踏まえて、対策の方法や捕獲計画頭数が定められている。</p> <p>同計画の策定の事前手続として市町村長から知事に協議があつた場合、農林水産部は環境部と協議し、捕獲計画頭数が適かどうかを含めて意見を述べることになっている。</p> <p>今後も引き続き、農産物の被害状況調査を継続するとともに、推定個体数の調査等についても、環境部と連携を図りながら適切に対応していくこととしている。</p>	農林水産部 営農支援課
監査意見	<p>【イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業】</p> <p>イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業について、平成24年度から平成26年度にかけて、487,479千円の費用が生じているが、その結果として、イネヨトウによるサトウキビの被害の軽減額が不明である。サトウキビの被害額をどの程度抑えるために、どの程度のコストをかけるのか、費用対効果の観点から検討することが望まれる。イネヨトウ単独での検証が厳しければ、段階的に、まずは被害要因全体での費用対効果を検証することも考えられる。</p>	<p>イネヨトウによるサトウキビの被害については、芯枯れが多発し、母茎が被害を受けて大幅な収量減となり、深刻な被害が生じるものである。</p> <p>また、イネヨトウの幼虫は複数の茎を渡り歩き加害するため、1頭が及ぼす被害が大きく、茎の内部に入り込むことから、いったん発生すると防除が困難であり、初期防除あるいは根本的な防除対策が極めて重要な病害虫である。</p> <p>交信かく乱法による防除技術は、従来の薬剤散布による方法と比べ、合成フェロモンの効果により地域を広く防除することができることから、最も効果的な防除方法であると考えている。</p> <p>さらに、本事業は、単に防除対策を行うだけでなく、各地域の実情に即した防除方法の確立や、普及による体制構築も含まれていることから、今後も引き続き、効果の高い防除対策として継続していく必要がある。</p> <p>現在、交信かく乱法の低コスト化に向けた新技術の試験研究を行っており、今後は、費用対効果の視点も踏まえながら、事業成果の適切な検証を行うこととしている。</p>	農林水産部 営農支援課
監査意見	<p>【環境にやさしい土づくり推進事業】</p> <p>本事業を実施することにより、実際に地力増進の取組の定着を図るために、牛ふんペレット堆肥の使用量や使用額等の具体的な目標を設定することが望まれる。</p> <p>また牛糞ペレットの導入を希望する農家がほとんど見受けられない</p>	<p>ペレット堆肥は、軽くて撒きやすいという特性がある一方、袋詰め堆肥等よりも高価であることから、普及が進んでいないところである。</p> <p>本事業は平成27年度をもって終了したところであるが、ペレット堆肥の施用による土壤改善や単収向上に関して一定の効果等を示すことができた。これは、土づくりに関して、農家にとっては選択肢が1つ増えたことを意味するものである。</p> <p>本事業で得られたデータ等については、検討委員会等によって農業改良普及センター等の普及の現場と共有しており、普及</p>	農林水産部 営農支援課

	中、本事業を実施したことによる効果を検証することが望まれる。	活動の充実に活かされている。	
監査意見	<p>【総合的病害虫管理技術推進事業】</p> <p>戦略品目は全58品目あり、うち野菜が15品目、花きが13品目、果樹が12品目ある。これら戦略品目の中から、上記の対象が選定された具体的な理由が不明である。今後、事業を実施する際には、実施対象とする課題の選定理由を明らかにしておくことが望まれる。</p>	<p>近年、食の安全や環境負荷の観点から、農薬のみに頼らない病害虫防除の考え方として総合的病害虫防除（IPM）の取組が進められている。</p> <p>現在、沖縄県においては、IPM実践指標の策定や農薬低減技術の実証試験などに取り組んでおり、その対象作物については、野菜、花き、果樹等の作物分類群ごとに農産物産出額や全国に占める生産量シェアなどの重要度を考慮し決定したところである。</p> <p>これらの取組については、今後、他の県産作物についても順次拡大していく予定であることから、監査意見を踏まえ、優先順位の決定過程等を適切に記録することとしている。</p>	農林水産部 営農支援課
監査意見	<p>【病害虫総合防除対策事業】</p> <p>重要病害虫特別防除事業について、かんきつ類の全樹木を検査し、カンキツグリーニング病を根絶したと宣言することを最終目標にすることも考えられる。しかし、全樹木を検査するコストを考えると現実的ではない。今後のことではあるが、根絶の宣言を目指さないのであれば、当該事業がどのような効果を出せば、最終的な目標を達成したと言えるのか明確にしておくことが望まれる。</p> <p>また、カンキツグリーニング病検定受付票における「カンキツグリーニング病への感染が確認された場合、当該罹患樹の伐採に同意します。」の文言は、農家にとっては精神的な負担となり、病気の検定自体忌避される恐れがある。検定自体は精神的な負担なく実施できるような工夫が望まれる。</p>	<p>カンキツグリーニング病に罹病した樹は次第に衰弱し、最終的には枯死に至るため、その防除対策は極めて重要である。また、現時点において有効な治療法はなく、また媒介昆虫ミカンキジラミや、接ぎ木・取り木によって感染が拡大するため、まん延防止のためには、感染源となる罹病樹の伐採以外に現実的な手段がないのが現状である。</p> <p>本事業の目的、最終的な目標としては、本島北部地域などカンキツ類の主要産地を侵入警戒エリアとして適切に設定して侵入防止策を講じることであり、生産農家に対し罹病樹の伐採と更新に係る経済的・時間的コスト負担のリスクを取り除くことにある。</p> <p>検定受付票における伐採同意を求める文言については、本事業の目的を達成し、同病まん延による産地全滅のリスクを回避するためやむを得ないものであり、他に有効な手段がない以上、今後とも農家の理解を得ながら、継続しなければならないものである。</p>	農林水産部 営農支援課
監査意見	<p>【有機農業促進事業】</p> <p>本事業について、生産された農産物の流通や販売を支援する取組がされていない。有機農業を実践する農家が、自立的に経営を営むことができるよう、有機農産物の流通や販売を支援する取組をすることが望まれる。</p> <p>また、有機農産物の流通や販売、消費者の理解の促進を図るために県外、海外への情報発信のために商工</p>	<p>有機農産物の流通や販売を支援する取組としては、「おきなわ花と食のフェスティバル」や有機農業の実施団体と連携したイベント、環境保全型農業推進コンクール等を活用してPRしており、今後も継続して取り組んでいく。</p> <p>今後においては、有機農産物の生産拡大と安定供給の基盤整備を図るとともに、他部局等との連携の下での効果的な事業展開を検討していくこととしている。</p> <p>展示ほ設置による取組については、監査意見を踏まえ、農業改良普及センター・農業大学校が作成する展示ほ設置計画書の中で目的を明確にするよう促進するとともに、担当者会議で認識共有を図ったところであり、展示ほ設置によって得られた有</p>	農林水産部 営農支援課

	<p>労働部、沖縄県への観光客への情報発信のために文化観光スポーツ部、沖縄県の健康長寿回復のために保健医療部健康長寿課など、他部署との連携を検討することが望まれる。</p> <p>有機質資材実証展示ほの設置については、有機農業に関する普及指導の意味があるのは理解できるものの、公費が投入されている以上、目的を明確にして、事業に取り組むことが望まれる。今後、各展示ほにおける生産費や収穫された農産物の販売価格など、有機農業を検討する農家にとって有用な情報を提供できる形で事業を実施することが求められる。</p>	<p>用な情報等について、有機農業の拡大等に向けた普及活動に活かすこととしている。</p>	
監査意見	<p>【特殊病害虫特別防除事業】</p> <p>本事業について、専門性が高く競争入札になじまないものを除き、今後は可能な限り競争入札を導入し、より効率的に事業を進められたい。</p> <p>また、随意契約とせざるを得ない契約であってもでき得る限り、複数者から参考見積を入手し、より効率的に事業を進められたい。</p>	<p>設備の修繕や大量増殖に関する業務等については、監査意見を踏まえて見直しを行い、競争入札を導入したところである。</p> <p>なお、特殊な技術やノウハウを必要とする業務は今後もなお随意契約を行う必要があるが、契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成27年3月）に基づき、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めているところである。</p>	農林水産部 部営農支援課
監査意見	<p>【県立農業大学校運営費】</p> <p>外部と契約締結する際は、契約の経緯や変更内容について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするために、予算執行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。</p>	<p>長期継続契約を締結している農業大学校の給食業務委託については、平成26年度当初、消費増税に伴い契約変更（金額の増額）を行った。その際の予算執行伺手続においては、原契約から変更となった部分のみを記載し、相手方や契約期間等の記載がないなど、不十分な点があったところである。</p> <p>今後の財務手続においては、監査意見を踏まえ、沖縄県財務規則等に基づく適切な財務執行に努めていくこととしている。</p>	農林水産部 部営農支援課
監査意見	<p>【県立農業大学校運営費】</p> <p>「どのような農業者を育成（輩出）するのか」について、変化し続ける農業経営環境に対応しながら、継続的に地域や関係機関（JA等）をはじめ、自治体、民間企業、大学等との連携において具体的に検討する必要があると考えられる。</p> <p>その中で課題を認識し、カリキュラム編成に体系的に反映していくための検討を行い、実践していく、といった効果的なカリキュラム編成のための仕組み（いわゆるPDCA）を構築することが望ましい。</p>	<p>農業大学校のカリキュラムについては、農業経営環境の変化に対応したものとなるよう、毎年度、学内に設置している教務委員会による検討に基づき編成している。</p> <p>併せて、平成28年度からは、関係機関や外部有識者等で構成する外部評価委員会を新たに設置し、学校運営全般に関して外部から評価及び助言を受け、効果的なカリキュラム編成に反映できるような仕組みを構築したところである。</p>	農林水産部 部営農支援課

監査意見	<p>【産地後継者育成支援事業】</p> <p>本事業は、県、市町村及び農業団体により基金が造成され、その運用益で事業を行っていくことが当初の制度設計である。また、運用益事業は基金の運用益で行うという性質上、事業継続の安定性も高く、本事業のように中長期的な視点で行うべき事業には適している。</p> <p>加えて、県の財務当局として、財政状況を考慮してもなお当初の制度設計を容認していた以上は、事業開始後に財政状況を理由に自らの判断を覆すということはあってはならない。</p> <p>したがって、本来あるべき制度を実現することが適切であるから、財務当局と速やかに協議することが望ましい。</p>	<p>本事業は、県、市町村及び農業団体の出捐金により造成された基金の運用益で事業を行うものであるが、全体の2分の1を負担する県においては、財政的事情により一部未出捐金がある。そのような中ではあるが、県の未出捐金に対応する毎年度の運用益相当分について、補助金として予算措置し、関連事業の実施に支障は生じていないところである。</p> <p>当初予算編成の検討においては、未出捐金を出捐できないか財政当局と協議を行ったところであり、今後においても、監査意見を踏まえ、当初の制度設計に基づく事業実施が実現できるよう継続的に協議していくこととしている。</p>	農林水産部 営農支援課
監査意見	<p>【農業経営改善総合指導活動事業】</p> <p>コンサルテーションの実質的な成果を測るために、設定された目標をブレークダウンすることで把握される問題点と課題を整理し、数値化できるものは数値化したうえで今年度実践する内容を検討し、その結果を分析・評価し、財務データを参考に次年度の取組みにフィードバックするという一連の流れを客観的に把握できる仕組みを構築することが望ましい。</p> <p>また、農業経営改善総合指導活動事業そのものに成果指標が設定されていないが、個々のコンサルテーションについて実質的な成果を測ることができれば、結果として事業全体の成果を測ることになると考えられる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成28年度から、本事業の細事業である革新的技術導入経営体支援事業（経営体コンサルテーション）における様式を一部変更することで運用を改善した。</p> <p>その結果、経営の基本方針（中長期ビジョン）の下で、単年度ごとの目標、取組内容及び結果が分かるよう記載させて分析・評価を行い、本事業全体の成果を測定し、次年度の取組に繋げていく仕組みが構築できた。</p>	農林水産部 営農支援課
監査意見	<p>【アグリチャレンジ普及推進事業】</p> <p>県は、各支援結果の実質的な成果を測るために、実績報告を生産性や所得とすること、また、選定時に検証された事業計画や収支計画との比較検証を行うことが必要と考える。</p> <p>なお、アグリチャレンジ普及推進事業そのものに成果指標が設定されていないが、個々の支援について実</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成28年度より、市町村が提出する実績報告書において生産性や所得向上に関する具体的な数値を記載するよう様式の一部を変更し、運用を改善した。また、新たに、貸借対照表及び損益計算書についても、事業導入年度から3年間は提出を必須とする取扱いに改めた。</p> <p>その結果、当初の事業計画や収支計画との比較検証を効果的に行い、適切な事業成果の測定が行えるようになった。</p>	農林水産部 営農支援課

	質的な成果を測ことができれば、結果として事業全体の成果を測ることになると考えられる。		
監査意見	<p>【おきなわトロピカルフルーツブランド産地育成事業】</p> <p>本事業は平成26年度から28年度までの事業である。県は、「果樹農業振興計画」と関連付けた形での平成28年度までの目標栽培面積、目標生産量を設定し、モニタリングを行うことにより、本事業の成果を評価していくことが望ましい。</p>	<p>沖縄県における果樹農業振興は、個別計画である沖縄県果樹農業振興計画に基づき実施するものである。</p> <p>監査意見を踏まえ、本事業の最終年度である平成28年度に事業成果を検証することとし、生産者やコンサルタント等の外部機関も参画した検討委員会を開催して評価を行った。</p> <p>その結果については、沖縄県果樹農業振興計画に掲げた成果目標の達成状況や取組効果の検証に活かされている。</p>	農林水産部園芸振興課
監査意見	<p>【デリシャスパインアップル推進事業】</p> <p>活動指標を設定することにより、本事業の予算申請の妥当性検討や活動状況の検証は可能となっているが、本事業の目的である生食用パインアップルの普及拡大についてモニタリングする予定となっていない。</p> <p>本事業は平成24年度から平成28年度までの5年間の事業であり、事業期間前半で生産者に配布した苗については、事業期間中に収穫期を迎えることとなる。また、事業期間後に追跡調査を行い、後継事業にその成果の検証結果を活かすことも可能である。</p> <p>県は、産地協議会と連携し、産地協議会からの種苗配布先である生産者の生産状況に関する情報を得ることにより、本事業の成果を評価し、必要に応じて取組の改善を行っていくことが望ましい。</p>	<p>従前から、産地協議会の事業報告会等において、JA、市町村等の関係機関と情報共有を図り、本事業の効果的な実施に努めてきたところである。</p> <p>種苗増殖、配布等を行ってきた本事業は、平成28年度をもって終了したが、パインアップルの実がなるのは植付けから2年程度の時間を要することから、事業評価については後継事業により行うことになっている。</p> <p>平成29年度からの後継事業「いっぺーまーさんパインアップル強化事業」では、外部有識者が参画する検討委員会による評価を実施することとしている。</p>	農林水産部園芸振興課
監査意見	<p>【果樹産地総合整備事業】</p> <p>平成26年度においては、前年度から本事業での実施を実施主体と調整していたが、本事業より有効な他事業で実施できることとなったため、キャンセルとなった。そのため急遽募集を行ったが、応募者（申請者）がなかったことにより、本事業の予算が有効に執行されず、不用処理が生じる結果となった。ハード事業については、予算申請時に候補先がある程度想定していると考えられるこ</p>	<p>共同利用施設等の整備に関する要望があった場合には、要望内容に即した複数の事業について検討を行うことになる。その中で、本事業よりも実施内容や補助率等の面で有利となる他の事業を活用することにより、結果的に不用額が生じてしまうこともありますあり得るものである。</p> <p>しかしながら、栽培品目によっては、本事業の活用が想定されることから、所要額の予算計上には必要性があるものと考えている。</p> <p>監査意見を踏まえ、今後は、府内連携により情報を共有し、適切に要望等を把握し、必要額の確保に努めていくこととしている。</p>	農林水産部園芸振興課

	とから、他部署との事前の連携・情報共有により、補助事業の利用可能性を検討のうえ、予算申請を行うことが望ましい。		
監査意見	<p>【野菜振興対策事業】</p> <p>本事業としての目標値が設定されていない状況では、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。</p> <p>県は、本事業の目的と関連付けた成果指標を設定することにより、事業の有効性の評価を実施することが望ましい。</p>	<p>沖縄県P D C Aによる検証は、施策という大きな観点で評価するものであり、野菜振興に関する成果指標は生産量とならざるを得ない。施策を構成する各事業の成果は、個別の実施要領等で定めた方法によって効果測定等を行うものであり、本事業については、事業実施後の3年間を評価期間として定め、その結果を次の展開に活かしていくことになっている。</p> <p>本事業の評価結果については、沖縄県P D C Aによる検証票において分かりやすく記載することとしており、施策全体の評価に活かされるものである。</p>	農林水産部園芸振興課
監査意見	<p>【野菜振興対策事業】</p> <p>予算申請時の計画値と活動状況評価時の計画値が異なっていることにより、統一的な評価が行えない。</p> <p>県は、予算時の計画値と活動指標の計画値を統一することにより、予算申請の妥当性、事業の進捗状況を統一的に評価することが望ましい。</p> <p>なお、実証展示圃等の計画値は5地区であり、予算要求時の計画値を5地区に修正することである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成28年度の沖縄県P D C Aによる検証においては、予算要求時点の計画値ではなく、議会の議決により成立した予算額に基づく計画値として5地区と記載した。</p>	農林水産部園芸振興課
監査意見	<p>【地域農業経営支援整備事業、経営構造対策推進事業】</p> <p>本事業全体としての成果指標が設定されていない状況では、成果の視点からの事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。</p> <p>県は、担い手の育成・確保という施策目的や、県の事情等に照らした本事業としての成果目標を設定し、活動指標の面のみならず、成果の面からも事業の評価を行うことが望ましい。</p>	<p>本土農業との格差是正及び本県農業の持続的発展に資する生産施設や加工施設の整備等を支援する事業として、本県においては、計画及び実施に対応する「地域農業経営支援整備事業」と、同事業の結果を評価し改善に資する「経営構造対策推進事業」をそれぞれ実施しているところである。</p> <p>経営構造対策推進事業による評価結果については、国へ報告するとともにホームページで公表されている。</p> <p>今後においても、引き続き、現行の事業評価を適切に行うこととしており、さらに、その評価結果については、沖縄県P D C Aによる検証票において分かりやすく記載しており、施策全体の評価に活かされている。</p>	農林水産部園芸振興課
監査意見	<p>【沖縄型植物工場実証事業】</p> <p>夏場における葉野菜類の安定供給という課題の解消のため、今後、沖縄型植物工場の導入を推進するのであれば、平成26年度末時点で判明している導入にあたっての課題解決に向け、更なる検討が必要となる。3年間の調査結果を今後どのように活用するかについて、県としての方針</p>	<p>平成24年度から平成26年度までの3年間実施した本事業により、植物工場の導入に関する課題が整理されたところである。</p> <p>今後においては、植物工場の導入を検討する者に対して、本事業の実施によって得られた実証データや課題のほか、各メーカーで開発された技術等に関する情報を提供するなど必要な支援を行うこととしている。</p>	農林水産部園芸振興課

	を明確にすることが望まれる。		
監査意見	<p>【含みつ糖振興対策事業費】 補助対象先である含蜜糖製造事業者の財務状況、経営上のリスク、将来経営計画（設備投資計画を含む）に基づいて、これら助成金の妥当性を検討すること、また、さとうきび産業従事者全体への還元努力の状況等について、十分な分析がなされ、かつ経営安定につながるフィードバック等を実施することが望ましい。</p>	<p>県は、各含蜜糖製造事業者が提出する経営改善計画や決算書類等により財務状況や経営上のリスク等を把握し、本事業における助成金の妥当性を検討している。</p> <p>また、本事業の実施に当たり把握した各事業者の増産に向けた取組状況については、関係団体と情報を共有した上で定期的に検討会を開催して検証しており、さとうきび産業従事者の経営安定に資する事業展開へのフィードバックを図っている。</p>	農林水産部糖業農産課
監査意見	<p>【分みつ糖振興対策支援事業費】 補助対象先である分蜜糖製造事業者の財務状況、経営上のリスク、将来経営計画（設備投資計画を含む）に基づいて、これら助成金の妥当性を検討すること、また、さとうきび産業従事者全体への還元努力の状況等について、十分な分析がなされ、かつ経営安定につながるフィードバック等を実施することが望ましい。</p>	<p>県は、各分蜜糖製造事業者の経営改善計画や決算書類等により財務状況や経営上のリスク等を把握し、分蜜糖製造合理化対策事業における助成金の妥当性を検討している。</p> <p>また、本事業の実施に当たり把握した各事業者の増産に向けた取組状況については、関係団体と情報を共有した上で定期的に検討会を開催して検証しており、さとうきび産業従事者の経営安定に資する事業展開へのフィードバックを図っている。</p>	農林水産部糖業農産課
監査意見	<p>【沖縄型農業共済制度推進事業】 現状の計画では全国水準の共済加入率とするために目標値設定をしているが、実績との乖離があり達成可能か不透明であるため、実績を踏まえた年度ごとの目標値を定めて事業を進められたい。</p>	<p>農業共済加入率の向上については、沖縄県P D C Aによる検証のほか、沖縄振興特別推進交付金の事後評価手続において、年度ごと、対象事業（畑作物共済、園芸施設共済）ごとに目標値を設定して事業成果を検証している。</p> <p>平成28年度からは、新たな取組として、ラジオCMによる広報や実施主体（沖縄県農業共済組合）の戸別訪問体制の強化等を実施しており、今後も引き続き、全国水準までの加入率向上に向けて取り組んでいくこととしている。</p>	農林水産部糖業農産課
監査意見	<p>【自給飼料生産振興対策事業費】 事務処理のミスにより手続が遅滞し、実施すべき農薬残留性の分析調査について、予定した数量が実施されていなかった。 本事業では、サトウキビの先端部分が必要になること、その先端部分の採取を製糖期までに行わなければならぬことは、事業当初から想定できたといえる。 そうすると、本事業で農薬分析が遅れた原因は、分析単価収集の効率性が不足していたこと及び先端部分を実際に採取する現場部門との情報共有の不足にあると推察される。 したがって、事業当初から想定で</p>	<p>農薬残留性の分析調査は別事業でも行っており、本事業による実施は平成26年度限りで、平成27年度以降は実施していない。</p> <p>監査意見を踏まえ、今後においては、スケジュール管理など関係者間の情報共有を十分に行い、適切な事業執行に努めることとしている。</p>	農林水産部畜産課

	<p>きるリスク事象については、スケジュール策定の段階から留意点として意識し、隨時進捗状況を確認することが望ましい。</p> <p>また、事業者から費用見積もりを取る際には、上記スケジュールを考慮しながら余裕をもって行うことが望ましい。</p>	
監査結果	<p>【肉用牛群改良基地育成事業】</p> <p>本事業の内容の程度及び本事業が他の事業者にも可能であること並びに石垣市の実績が計画を下回っていることを踏まえると、平成26年度の委託費は高額であると評価できる。</p> <p>したがって、県は、平成27年度以降の本事業における委託費を、業務内容及び石垣市の実績に照らし、適切な額まで切り下げる必要があると考える。</p> <p>また、受託者に事業計画を提出させるにあたり、県の行為に左右される事項（平成26年度の本事業でいえば、現場後代検定実証展示の数値）は実施計画書に記載させることが適切でないため、このような事項は削除すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、委託業務の内容及び石垣市の実績に照らし、平成27年度は石垣市に対する委託料の減額見直しを行った。</p> <p>また、県の行為に左右される事項については、「肉用牛群改良基地育成事業の改良施設管理実施要領」から削除し、運用改善を図ったところである。</p>
監査意見	<p>【肉用牛群改良基地育成事業】</p> <p>現状、県は、肉用牛群の改良事業以外に、石垣市において口蹄疫等が発生した場合に地域の影響を最小限にとどめるため初動防疫に必要な対応拠点として本施設を位置づけており、その目的を達するため本事業を通じて、委託料等を支払うことで、本施設の維持を図っている。</p> <p>このような方法だけではなく、他にも本施設の維持・活用について方法があると考えられる。想定される複数の方法のメリットとデメリットをそれぞれ整理した上で、本施設及びその敷地の有効活用について、経済合理性及び地域の肉用牛振興の観点に照らし最適な方法を検討することが望ましい。</p>	<p>八重山地域は、肉用牛飼養頭数が県全体の4割を占め、本県の肉用牛振興における最大の拠点地域である。</p> <p>畜産振興を図る上では、口蹄疫等の家畜伝染病のまん延防止の対策が極めて重要であり、発生区域内の家畜を速やかに埋設するための埋設地の確保が必要となることから、沖縄県としては、家畜伝染病等の発生時に備え、本施設の一部を埋設場所として確保し、位置付けているところである。</p> <p>この方針を堅持しながらも、今後においては、監査意見を踏まえ、目的を損なわない範囲に限り、他部局や石垣市からの要望等に応じた活用について検討することとしている。</p>
監査結果	<p>【養豚生産性向上緊急対策事業】</p> <p>そもそも契約書は、当事者の意思</p>	<p>本監査結果でいう契約書とは、事業実施主体（JA等）と農家が締結するものであり、沖縄県は、事業実施主体から契約書</p>

	<p>を表示させることで、作成時に当事者がどのような意思を有していたかを遡って確認するための書面である。また、本事業においては、契約書に記載された数量と実績数量を対比し、後者が前者を上回っていることが補助金交付の要件となっている。</p> <p>したがって、県は、本事業のように補助金事業における根拠資料として機能する契約書の管理にあたっては、提出を受けた際に、担当者レベルで、形式不備（たとえば日付が空欄となっている等）が無いかをチェックシート（当然であるが、各事業に応じたチェックシートを作成することが求められる。）を用いて確認することが求められる。</p>	<p>の写しその他関係資料の提供を受け、補助金交付の要件を充足しているかを確認することになっている。</p> <p>監査結果を受け、事業実施主体が保有する関係書類の内容を沖縄県の担当者が適切に確認するため、平成27年度から新たにチェックシートを導入した。</p>	
監査結果	<p>【養豚生産性向上緊急対策事業】</p> <p>契約書が差し替えられた場合には、作成者の意思が外形上は複数存在することになり、いずれの契約書に表示された意思が真の意思であるか判別困難となるから、差替え前の契約書は適切に廃棄されるべきである。差替えによる修正の回数が複数回にわたればわざるほど、判別困難の程度は高まることになる。</p> <p>なお、二重線等による修正も、訂正印が適式に捺印されるなどなければ、当該修正が当事者の意思に基づくものなのか書面上は判断できない。</p> <p>したがって、県は、補助金交付の要件として機能する契約書につき、契約書の修正・差替えが発生していることを確認した場合は、修正であれば当該修正が修正印等により作成者の修正意思が明確になっているかを、差替えであれば旧契約書が破棄されていること及び新契約書の原本確認を行わなければならない。</p>	<p>事業実施主体（JA等）と各農家との間で作成する書類の内容に修正が生じた場合には、監査結果を踏まえた適切な手続により管理するよう事業実施主体を指導し、平成27年度の事業実施から改善がなされている。</p>	農林水産部畜産課
監査意見	<p>【系統造成豚等利活用推進事業】</p> <p>本事業の新築豚舎工事の実施設計の遅延は、当初の場所設定が地形上誤っていたことに起因する。しかし、当初設定した場所は設置場所で</p>	<p>監査意見を踏まえ、施設整備を実施する場合には、確實かつ円滑に事業執行できるよう適切な事前検討を行うこととし、執行に遅延が生じる場合には、その原因究明や対応策等に関する記録等を書面で残すよう運用改善に努めることとする。</p> <p>また、今後においては、工事の遅延に伴い事業の繰越しが生</p>	農林水産部畜産課

	<p>ある家畜改良センターから提案されており、上記の誤りは指摘できたものと考えられる。また、通常、平面図だけで施設設置の場所を決定するのは想定できず、現地に赴いて高低差やその時点での周辺状況との整合性も考慮することが一般的である。</p> <p>したがって、上記のような新築豚舎設置場所の決定は、検討すべき事項を十分に検討できていないと評価せざるを得ない。</p> <p>また、実際に設計が遅延しているところ、その遅延の原因を究明し、今後同様な事態が生じないように防止策を取らなければならないにもかかわらず、そのような検討ができる程度の議事録が作成されていない。</p> <p>このことは、工事の入札においても同様である。</p> <p>したがって、今後は、施設を設置するような事務を行う場合には、地図のような平面図を中心に参考するだけではなく、同時に現地の視察を行うことが望まれる。</p> <p>加えて、事業を行うにあたり何らかの意思決定（行政処分も含むが、これに限らない。）がされる場合には、その意思決定の過程及び理由を書面にて詳細に記録しておくことが強く望まれる。</p>	<p>じる場合には、府内調整結果に基づく意思決定の経緯が分かる議事録等の資料を作成し、府内関係課と情報共有を図ることとしている。</p>
監査意見	<p>【種豚改良推進事業費】</p> <p>本事業の遅延の原因是、県の導入元条件への適合性を事前に確認しなかった点に求められる。この点、導入元を決定する機関である協議会は、疾病等に通じている家畜保健衛生所や家畜改良センターも構成員となっていることからすれば、当初決定された導入元が導入元条件に適合していないことを容易に判断できたといえる。</p> <p>また、会議の議事録は、このような遅延が生じた際に、何が原因であったか、原因を事前に除去するためにはどうすればよいかを検討する上で有用であるところ、本事業の協議会の議事録はほとんど記載がなく、上記の検討において何ら有用で</p>	<p>協議会開催前には、事務局（畜産課）と家畜改良センター等の関係機関による事前調整を行うものであることから、その事前検討の場において条件適合性等の確認を丁寧に行った上で記録を残し、関係機関と情報共有を図るよう運用を改善した。</p> <p>その上で、協議会で円滑な議論を行い、その内容について議事録を作成することにより協議会運営の改善を図ったところである。</p>

	<p>ない。</p> <p>したがって、協議会においては、導入元条件という初步的な要件の有無に関する慎重な議論及び検証可能な程度に詳細な議事録の作成が強く望まれる。</p>		
監査意見	<p>【県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業】</p> <p>他のアジア諸国への展開可能性や県産農林水産物の販売との相乗効果に関して、事業計画書には記載があるものの、実績報告書に記載が無い。</p> <p>監査人がその旨の指摘を行うと、これらについて検討が行われたことを裏付ける資料が提出されており、事業計画どおりの検討が行われていることがわかった。</p> <p>県は、業務受託者が事業計画書に記載した事項について、実績報告書に適切に記載しているかどうかを確認した上で、実績報告書において記載がほぼ無い場合には、これらの事項の検討結果を記載するように求めることが望ましい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、本事業の成果を適切に把握するため、実績報告書に記載すべき事項を明確化する運用に改めることとし、平成28年4月締結の契約書において具体的な事項を新たに付記した。</p>	農林水産部畜産課
監査意見	<p>【県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業】</p> <p>家畜改良協会以外が本事業で運用されているシステムと同様のシステムを整備し、運用することは全く不可能とまでは言い切れない。したがって、随意契約が適法であることを求めるあまり過度な記載となつていいかにつき、留意することが求められる。</p>	<p>沖縄県では、「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成27年3月）を策定し、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めているところである。</p> <p>監査意見を踏まえ、平成28年度の契約手続において、随意契約が適当とする理由の記載内容を見直したところである。</p>	農林水産部畜産課
監査意見	<p>【畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）】</p> <p>国が補助金、負担金等を概算払いすることは法律上許されている。</p> <p>もっとも、概算払いができるのは、「経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるもの」となっており（会計法第22条）、これを受けて予算決算及び会計令第58条第4号において「補助</p>	<p>本事業の開始に当たっては、国及び事業実施主体（公益財団法人農業振興公社）とあらかじめ調整し、補助金の支払方法の適否を含め協議の上で事業を実施しているところである。</p> <p>今後においては、監査意見を踏まえ、事業実施主体である公社の進捗状況を適切に把握してスケジュール管理をし、実績報告書の提出についても適切に行うこととしている。</p>	農林水産部畜産課

	<p>金、負担金及び交付金」が概算払可能とされている。</p> <p>上記の法令の趣旨からすると、交付金の概算払いができるかどうかは、交付金「の性質上・・・概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼす」かどうかに依拠するものであることが求められていると解される（注：下線部は包括外部監査人）。</p> <p>しかし、本事業では、県は事業費の立替えが困難という理由ではなく、交付金の処理上求められる実績報告書の提出期限を延長するという理由で概算払いを請求しており、上記法令の趣旨に沿うものと評価できるかは疑問である。</p> <p>したがって、次年度以降は、事業指定法人と契約を締結する際、国に対する実績報告書の提出が翌年度の4月10日に間に合うように、契約期間や実績報告書の提出の時期を定めることが望ましい。</p>		
監査意見	<p>【畜産担い手育成総合整備事業（補助金事業）】</p> <p>工事を実施する事前調査の段階で、工事対象土地が民有地と隣接しており、工事の実施には民有地の通行が必要になることを理解している以上、県は、隣接地主との調整が難航するかどうかについて細心の注意を払う必要がある。</p> <p>しかし、当初計画では調整に3か月間とみており、楽観的なきらいがある。また、難航が発覚したあとに効果的な対策を行った形跡がない。</p> <p>したがって、隣接地主調整に関する調整過程に不足があったといえる。本事業のように、事業実施前ににおいて隣接地主との調整が必要になる場合には、事前に、当該地主が通行許可を出すかどうかを調査しておくことが望ましい。</p> <p>また、報告は口頭ベースで毎月、現場確認は隔月で行っているのであるから、その際に問題状況の共有、効果的な対策措置を遅滞なく講ずることが望ましい。</p>	<p>当該地区の草地造成工事の実施に当たり、事業実施主体（公益財団法人農業振興公社）は、隣地地主の理解を得るため、関係市町村と連携の上で、本事業の目的及び計画について数回にわたって説明を行ってきたところであり、平成28年3月をもつて無事に工事完了に至った。</p> <p>今後は、本事業に限らず、円滑な事業実施を確保するため、関係機関と情報共有を図った上で、適切に対応することとしている。</p>	農林水産部畜産課

監査意見	<p>【農地・水保全管理活動支援事業】</p> <p>農地・水保全管理活動支援事業について、農林水産部内で横断的な情報共有が不足していると考えられる。</p> <p>農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の重要性について、農林水産部全体に対して、積極的に情報を発信し、農業農村の多面的機能（農村コミュニティ等）に関する情報等を迅速に共有できる仕組みを構築することが望まれる。</p>	<p>従来から、農林水産部内において農業・農村の多面的機能に関する情報共有を図るために、本事業その他の関連事業の概要を取りまとめた「沖縄県の農業農村整備」を毎年度作成し、部内関係課及び関係機関に配布するとともに、部調整会議その他の会合を通して、情報の提供及び共有する仕組みを構築しているところである。</p> <p>監査意見を踏まえ、今後も、個別事業実施に係る連携も含め、部内の連携体制の強化を図っていくこととしている。</p>	農林水産部 部づくり計画課
監査意見	<p>【ゆがふ農山漁村認定確立事業】</p> <p>ゆがふ農山漁村認定確立事業について、農山漁村に対する理解が進んでいるかどうかを把握するための効果的な仕組みが構築できていない。</p> <p>農山漁村に対する理解が進んでいるかどうかについて、ふるさと百選認定団体に対して、アンケート調査等により、継続的に情報を収集する仕組を構築することが望まれる。</p>	<p>農山漁村に対する県民理解の状況については、「沖縄、ふるさと百選」の新規認定の際や各地域でのパネル展の機会をとらえて、アンケート調査を実施して把握に努めているところである。</p> <p>また、認定団体に関する情報収集については、各種事業の実施や連絡会議等に係る市町村及び関係機関との連携体制の下で、認定後の地域の状況を十分に把握できる体制が整っている。</p>	農林水産部 部づくり計画課
監査意見	<p>【農林水産業活性化推進拠点整備事業】</p> <p>農林水産業活性化推進拠点整備事業について、連携することにより、大規模な修学旅行などの受け入れ体制は整いつつあるが、農村地域の魅力が十分に伝えられていない。受け入れの時期や体験を農村地域側から提案する企画力を農村地域が習得していくことが必要であり、今後の交流人口の増につながることが期待される。</p> <p>また、県内需要の対応について、教育委員会や学校等との連携による農業体験や家族連れなど多様なニーズへの対応についても積極的に推進することが望まれる。</p>	<p>農村地域の魅力を発信する人材の育成を図るため、沖縄県としては、都市農村交流に関する研修会等の関連事業を継続的に実施することとしている。</p> <p>また、併せて、余暇活動の充実やサマースクールなど多様な需要に対応するため、平成29年度から新たに「沖縄の農家民宿一期一会創造事業」を開始することとしている。</p>	農林水産部 部づくり計画課
監査意見	<p>【農業基盤整備促進事業】</p> <p>県としての活動指標、成果指標が明確に設定されていない状況では、事業の進捗状況や目的達成状況が検証できない。</p> <p>本事業は国の「農業基盤整備促進事業」により交付金を受けているも</p>	<p>本事業は、再整備地区が対象となっており、沖縄県P D C Aによる検証において基盤整備率という成果指標が測定しないことから、進捗状況等については、毎年度実施する市町村との予算協議等の手続の中で適切に検証を行っているところである。</p> <p>なお、本事業の目標値の設定については、国と協議した結果、国の政策目標を踏まえた沖縄県の政策目標として、担い手への集積を図る農地の面積が、平成35年度までに受益地の全農</p>	農林水産部 農地農村整備課

	<p>のであり、国の政策目標及び沖縄21世紀ビジョン実施計画に沿った県としての活動指標、成果指標を設定し、有効性の評価を実施することが望まれる。</p> <p>なお、農業基盤整備事業の政策目標は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 ・基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108パーセント以上（平成27年度） <p>ただし、国の政策目標は主に水田を前提にしたものになっており、水田が少ない沖縄県には合致しないため、県は、目標値の設定について国と協議中である。平成27年度中に協議を終了し、平成29年度の新規採択からは新たな基準に基づいて計画、採択を実施していく予定とのことである。</p>	地面積の5割となるよう推進することとなり、平成29年度の新規採択分から適用されることになった。	
監査意見	<p>【農山漁村活性化対策整備事業】</p> <p>本事業全体としての計画値、目標値が設定されていない状況では、事業の進捗状況が検証できない。本事業全体としての計画値、目標値を設定し、実績と比較することにより適切な事業進捗の検証を行うことが望ましい。</p> <p>市町村（事業実施地区）ごとの事業進捗検証のみならず、本事業全体としての検証や事業管理を行うため、市町村と協議したうえで、計画値を設定することが考えられる。</p>	<p>成果指標としての基盤整備率の進捗状況については、毎年度実施される沖縄県P D C Aにおいて適切な検証を行っているところである。</p> <p>併せて、本事業を含む各種事業の実績は、基盤整備率の進展という成果指標の達成の要因となるものであり、本事業が地域発意の事業であることも踏まえ、進捗状況等については、毎年度実施する市町村との予算協議等の手続の中でも適切に検証を行っているところである。</p> <p>さらに、監査意見を踏まえ、平成28年度からは、本事業の実績を年度ごとに把握できる管理表を導入することで全体的な進捗の検証を行うことが可能となり、成果指標の達成に向けた効率的な予算配分に資する結果となった。</p>	農林水産部農地農村整備課
監査意見	<p>【農山漁村活性化対策整備事業】</p> <p>土地改良法に基づく手続の遅れに対し、事業工期を十分に確保するために繰越しをせずに翌年度の当初予算として事業執行することとしたとのことであるが、予め当該手続を織り込んだスケジュールを組むよう留意することにより、予算を有効に執行することが望ましい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、関係手続に要する期間等を考慮した上で適切な予算配分に努めるとともに、新たに、執行管理のヒアリング様式中に関係手続に関する項目を追加して毎月確認する取扱いとするなど、手續の遅れ等を早期に把握できるように事務の運用改善を図ったところである。</p> <p>また、手續に遅れが生じた際には、事業間での融通を図るなど柔軟な予算執行に取り組んでいる。</p>	農林水産部農地農村整備課
監査意見	<p>【やんばる多様性森林創出事業】</p> <p>やんばる多様性森林創出事業につ</p>	監査意見を踏まえ、平成28年度沖縄県P D C Aによる検証（平成27年度事業分）においては、システム確立の進捗状況が	農林水産部森林管

	<p>いて、活動指標が事業の推進状況の判定において有効に活用されていない。</p> <p>活動指標について、採算性等に関する情報その他のデータの蓄積が、質・量ともに十分に行われているか等、環境負荷低減や環境に配慮した収穫伐採方法等のシステム案の確立プロセスの進捗の程度に関する指標を使用することが望まれる。</p>	<p>把握できるものとして、活動指標を「環境に配慮した森林施業方法の検討及び実証」に修正したほか、計画値の欄には「スイングヤーダを使用した収穫伐採方法とその作業システムの構築」と具体的に記載して改善した。</p>	理課
監査意見	<p>【林業構造改善事業】</p> <p>林業構造改善事業について、活動指標が適切に設定されていない。</p> <p>県は、活動指標について、過年度における予算の執行状況を考慮して、事業の推進状況を適切に把握することが可能となるように数値目標を設定することが望まれる。</p>	<p>本事業によって整備する施設の種類は様々であり、沖縄県P D C A検証票において統一的な指標を設定することが困難であるため、過年度における予算執行状況や要望数などを考慮し、事業箇所数（毎年度1事業）を活動指標として設定している。</p> <p>施設整備等の実績については、沖縄県P D C Aによる検証票において分かりやすく記載することとしており、施策全体の評価に活かされている。</p>	農林水産部森林管理課
監査意見	<p>【林業構造改善事業】</p> <p>林業構造改善事業について、成果指標が設定されていないため、補助金の交付先である林業生産者の生産活動の実態が成果として把握されていない。</p> <p>県は、成果指標について、補助金の交付先である林業生産者の生産活動に関する情報を適時に入手し、成果として把握するとともに、事業の見直しに役立てることが望まれる。</p>	<p>本事業の成果については、沖縄振興公共投資交付金交付要綱で定めた手続として、事業完了の翌年度から5年間、県から国へ目標達成状況等の報告を行うことになっている。当該手続の中で、県は、適宜、目標値の達成状況や林業生産者の生産活動内容について情報を入手しているほか、林業普及指導員による普及指導を通じて本事業の成果等について十分に現状を把握している。</p> <p>成果内容等については、沖縄県P D C Aによる検証票において分かりやすく記載することとしており、施策全体の評価及び事業の見直しに活かされている。</p>	農林水産部森林管理課
監査意見	<p>【林業改善資金貸付事業】</p> <p>林業改善資金貸付事業について、成果指標が設定されていないため、資金の貸付先である林業生産者及び木材産業事業者の生産活動及び事業活動の実態が成果として把握されていない。</p> <p>県は、成果指標について、資金の貸付先である林業生産者及び木材産業事業者の生産活動及び事業活動に関する情報を適時に入手し、成果として把握するとともに、事業の見直しに役立てることが望まれる。</p>	<p>林業改善資金の貸付けを受けた事業者については、林業普及指導員が定期的に接觸して普及指導を行っており、本事業による成果を含め十分に現状を把握している。</p> <p>その内容については、沖縄県P D C Aによる検証票において分かりやすく記載することとしており、施策全体の評価及び事業の見直しに活かされている。</p>	農林水産部森林管理課
監査意見	<p>【林業改善資金貸付事業】</p> <p>林業改善資金貸付事業について、人手不足により林業生産者が事業の</p>	<p>沖縄県では、林業普及指導員による栽培研修会を随時開催して新規就業希望者の参加を受け入れているほか、試験研究機関及び既存生産者の協力を得て、各種講習会や栽培施設見学等を</p>	農林水産部森林管理課

	<p>拡大に踏み切れず、資金の貸付が行われていない。</p> <p>県は、特用林産物の栽培事業の現場における人手不足の解消について、他の事業との連携を図りながら、特用林産物栽培に関する実施研修制度の導入等、事業者の負担を減らして、人手を確保しやすくする取組みを行うことが望まれる。</p>	<p>継続的に行っているところである。</p> <p>今後においても、監査意見を踏まえ、特用林産物の生産現場における人手不足の解消に向けた取組を継続していくこととしている。</p>	
監査意見	<p>【森林ツーリズム推進事業】</p> <p>森林ツーリズム推進事業について、成果指標が設定されていないため、森林ツーリズムの参加者の満足度が成果として把握されていない。</p> <p>成果指標について、森林ツーリズムの参加者の満足度に関する情報を適時に入手し、成果として把握するとともに、事業の見直しに役だてることが望まれる。</p>	<p>本事業は、平成26年度をもって終了したが、後継事業「やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業」では新たにモデルツアーアを実施しており、一般参加者及び有識者から意見や提言を聴取している。</p> <p>監査意見を踏まえ、モデルツアーア参加者から得られた満足度に関する意見や専門的な知見に基づく提言等を整理分析し、事業の見直しに活かしているところである。</p>	農林水産部森林管理課
監査結果	<p>【栽培漁業センター生産事業費】</p> <p>「主な取組」検証票記載の決算見込みが予算と同額であるため、一見するとすべて計画どおり事業が進んでいるかのように表現されている。しかしながら、活動指標で記載している計画値と実績値で差異（シラヒゲウニ計画13.8万個に対し実績6.9万個）が生じていることから、予算と決算見込みが同額ということは想定し難い。これにつき当該事業は漁協や市町村の要望に応じた計画で種苗を生産し、おおむね当該計画どおり種苗の販売が可能であることから決算数値はある程度見込める状況にある。よって、販売可能種苗数を決算見込みで織り込み、これを「主な取組」検証票に記載する必要がある。</p>	<p>種苗の生産計画については、漁業協同組合、市町村、民間事業者等からの要望を踏まえて決定するものである。</p> <p>種苗生産は、様々な要因により予定どおりの数量が生産できるとは限らず、要望を満たすため、生産回数を増やすざるを得ない場合がある。また、種苗生産1回当たりに掛かる費用は、生産予定量に関わらずおおむね同じであることから、予算執行額と生産実績の関係には必ずしも相関性はない。</p> <p>このことから、結果として、予算の範囲内で執行しても計画どおり生産できないこともあります。</p> <p>今後においても、要望を適切に把握し、安定した生産技術を確保した上で効率的な種苗生産に努めるとともに、監査結果を踏まえ、沖縄県P D C Aの手続において適切に検証を行うとしている。</p>	農林水産部水産課
監査結果	<p>【漁業者の安全操業の確保を支援する事業】</p> <p>漁業者の安全操業の確保を支援する事業補助金交付要綱第15条にて補助事業者には財産管理台帳の整備保管義務が求められていることから、補助事業者に正確に当該台帳を作成させる必要がある。また、県側でも補助事業者が適切に財産管理台帳を</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成28年4月から適切な財産管理台帳の整備に関する総点検を行い、不備のあった一部の漁業協同組合に対し改善を指導し、平成28年9月に解消したところである。</p>	農林水産部水産課

	作成しているか確認することが求められることから、記載内容に相違がある場合は適切に財産管理台帳を作成するよう指導する必要がある。		
監査意見	<p>【水産業構造改善特別対策事業】</p> <p>荷捌き施設、鮮度保持施設等は、各市町村・漁港レベルで応需する必要性は理解できる。</p> <p>しかし、最終製品化までを想定した加工施設を各市町村・漁港レベルで応需する必要性については全県的な戦略に基づいて検討することが必要と考えられる。近隣市町村・漁港に同規模の施設を2つ造ることが計画された場合、各市町村における水産物の流通量や、物流、スケールメリット等を考慮して、たとえば1.5倍規模の施設を1つ造るケース等との比較検討をするべきである。</p>	<p>市町村から加工施設整備の支援要望があった場合には、従来から、農林水産部内の関係課で構成する事前検討審査会において審議し、採否を決定しているところである。</p> <p>なお、近隣市町村から同規模の施設整備等の要望があった場合には、同審査会において、振興計画等による位置付けのほか、費用対効果や地域の需要と供給の関係などの多角的な視点から審議することになるため、監査意見を踏まえた検討を行うことができる体制となっている。</p>	農林水産部水産課
監査意見	<p>【水産業構造改善特別対策事業】</p> <p>単年度で市町村から入手する設備稼働状況報告は、本事業で対応する主な課題（水産物の価格安定、販路拡大及び生産者の所得安定）と関連付けたうえで、改善策を講じる仕組みとすることが望ましい。</p> <p>本事業は21世紀ビジョン及び振興計画の一環として沖縄県として主体的に取り組むものである以上、具体的な生産性向上を示す課題との関連性を踏まえ単年度の状況評価を行う必要があると考える。</p>	<p>施設の稼働状況については、毎年度、実施主体である市町村からの報告を求めており、把握した内容に基づき、県は、市町村に対して必要な指導や助言を行っているところである。</p> <p>稼働状況と生産性向上等を関連付けた評価については、沖縄県P D C Aによる検証票において分かりやすく記載することとしており、施策全体の評価に活かされるものである。</p>	農林水産部水産課
監査結果	<p>【持続的な漁業生産額拡大のためのマーケティング支援事業】</p> <p>一件書類のファイルに綴られるはずの支出調書の一部が綴られていなかつたことについては単純な綴り漏れであるが、資料の保管の観点から適切に整理保管することは重要であるため、より慎重に資料を管理する必要がある。</p>	監査結果を踏まえ、平成28年度からチェックシートを導入し、関係書類の適切な管理等について改善を講じた。	農林水産部水産課

選挙管理委員会事項

当委員会は、平成29年1月22日執行の宮古島市長選挙における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年6月13日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山尚幸

裁 決 書

沖縄県宮古島市字下地川満1684番地1川満
団地2-3-D

審査申立人 猪澤也寸志

上記審査申立て人（以下「申立て人」という。）から、平成29年2月24日をもって提起された同年1月22日執行の宮古島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立て人は、本件選挙における選挙及び当選の効力に関し、平成29年2月6日をもって宮古島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同月21日付けで、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月22日に申立て人に送達された。

申立て人は、同月24日、これを不服として当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決及び仮に本件選挙が有効であった場合における下地敏彦の当選は無効とする裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由及び主張するところを審査申立て書をもとに要約すれば、次のとおりである。

1 選挙規定違反（選挙長による通称の認定）について

本件選挙において、下地敏彦は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代わるものとして広く通用していない名だけの「としひこ」を本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）として申請したにもかかわらず、選挙長が戸籍簿上の名であること、かつ、現職市長であることを理由に、その説明及び資料の提示もないまま通称として認定したことは、選挙の規定に違反するものであり、その責任は重大である。

そして、その違反行為により、公明かつ適正さを欠く選挙となり、選挙人の自由に表明せる意思が阻害され、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じた。

2 投票記載所における氏名等の掲示（以下「氏名等の掲示」という。）に関する違反について

本件選挙において、氏名等の掲示に選挙規定に違反する「としひこ」が使用されたことで、候補者下地敏彦のみを優遇した、公明かつ適正さを欠く選挙となり、選挙人の自由に表明せる意志が阻害され、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたことは疑いない。

3 新聞広告に関する違反について

法令上、本件選挙に当たっては、新聞広告及び氏名等の掲示は通称認定を受けた「としひこ」で統一しなければならないため、新聞広告に掲載された「下地としひこ」は違法である。

投票記載所では見やすく書きやすい「としひこ」を活用し、新聞広告では誰なのか分かり難い「としひこ」ではなく「下地としひこ」を活用する、この二重の違反が駆使されたことで、この選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものとなり、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたことは疑いない。

4 宮古島市の特殊事情及び特殊性について

宮古島市が高齢化の進んだ離島であることから、教育に恵まれなかった高齢有権者も相当あり、それに加え、思考力、視力、文字認識力等の衰えた高齢有権者も相当あったものとうかがわれる。

そんな高齢有権者らにとって、衆人監視下で候補者名を見分けて記載しなければならない投票所内の圧力は極限に達しており、見やすく書きやすく、覚えやすい「としひこ」を選び、早々にその場を立ち去りたい心境は誰もが理解しうるものである。

また、各陣営とも戸別訪問し、投票所まで随伴送迎して投票誘導したことは周知の事実であり、足腰が衰え交通手段を有しない高齢有権者がその主たる対象になっていたことから、その高齢有権者らは、帰路も随伴者に頼らざるを得ないため、この随伴者の期待を裏切ることは、ほぼ困難とも思われる。規定違反

「としひこ」が最大限に活かされた本件選挙であったことは疑いようがない。

以上のことから本件選挙において、「としひこ」が最大の効果を発揮したといえる。

さらに本件選挙において当選者と次点者の得票差が著しいものでないことを合わせ考えると、当該選挙規定の違反が本件選挙の結果に異動を及ぼす可能性のあったものと判断せざるを得ず、具体的な事案において、現実にその可能性を否定するような事情が立証されない限り、結果に異動を及ぼすおそれがあったものと考えるべきであろう。

5 当選の効力について（選挙会の構成、決定手続、決定内容等）

選挙期間中、一貫して市長のみを優遇し、法令を度外視し、異議の申出を受けた後、顧問弁護士に法精査を依頼することなく決定を出した市委員会の姿勢から、当選人を決定した選挙会の構成、決定手續、決定内容（投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選となり得る資格の有無の認定）等、全てにおいて疑義が生じることは当然である。

よって、厳正かつ公正な審査において、御審査いただきたい。その有効な手立ての1つとして、得票の再集計を行っていただきたい。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正及び再補正を命じたところ、申立人から補正書及び再補正書が提出されたので、これを適法なものと認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書の提出を求めたが、提出はなかった。

また、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、選挙の効力を争う争訟において、いかなる場合に選挙が無効とされるかは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項に規定されるように、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和60年（行ツ）第181号同61年2月18日第三小法廷判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（昭和29（オ）第153号同年9月24日第二小法廷判決）とされている。

そして、当選の効力に関する争訟は、選挙の効力に関する争訟とは異なり、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一般的には、選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であるとするもの又はそこで落選人と決定されたものが当選人であることを主張して選挙会の決定の取消しを求めるもののように、選挙会の決定の適不適を争うものである。

これらを踏まえ、当委員会が行った審理の結果は次のとおりである。

1 審査の申立ての理由1について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。）第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定によれば、公職の候補者が、新聞広告及び氏名等の掲示等に本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めてきたときは、候補者の届出に添えて通称認定申請書を提出させるとともに、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明させ、かつ、そのことを証するに足りる資料を提出させなければならないとされている。

ただし、本名を漢字に代えてかな書する場合においても、通称認定の手続を要するが、この場合は、事柄の性質上、特にその通用度の説明及びそれを証する資料の提出を要するまでもなく、通称として認定して差し支えないと解釈されている。

しかし、本件選挙において、下地敏彦が通称認定の申請をした名だけの呼称「としひこ」について、市委員会の主張する戸籍簿上の名であること及び現職市長であることを理由として、なんらの説明も受けずに認定したことは公選令の解釈を誤ったものであり、選挙長はその通用度の説明及びそれを証する資料の提出を求めて確認すべきであった。

その点、申立人の通称認定を誤りとする主張に一応の理由はあると言わざるを得ない。

しかしながら、当該規定違反により本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたとする特段の事情は

認められない。

なお、本件選挙において、氏が「下地」の候補者は下地敏彦及び下地晃というため、「しもじ」で投票された得票（以下「しもじ」票という。）は2人にあん分されたが、下地敏彦は名だけの呼称「としひこ」で通称認定されたことから、「しもじ」票が全て下地晃を指していた可能性がないとは言い切れない。

そこで、本件選挙における有効投票のうち、下地敏彦及び下地晃へあん分された「しもじ」票が全て下地晃に入った場合について検証する。

まず、当委員会が市委員会から提出を受けた選挙録によると、「しもじ」のあん分票28票を除いた各候補者の得票数は次のとおりであった。

下地敏彦 9,568票

奥平一夫 9,212票

真栄城徳彦 6,545票

下地晃 4,012票

そして、「しもじ」のあん分票28票が全て下地晃に入った場合は次のとおりとなる。

下地敏彦 9,568票

奥平一夫 9,212票

真栄城徳彦 6,545票

下地晃 4,040票

よって、仮にあん分票がすべて下地晃のものとしたとしても、なお下地敏彦の得票数が他の候補者より多いことから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとはいえない。

2 審査の申立ての理由2について

候補者が氏名等の掲示について通称が使用されることを求めるときは、公選令第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定により通称を申請することされており、選挙長において通称が認定された以上、市委員会は氏名等の掲示においては当該通称を使用することとなることから、「としひこ」を使用した市委員会の手続には何ら瑕疵はない。

また、当委員会が市委員会から提出を受けた氏名等の掲示に係る物件を確認したところ、氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所については、平成28年11月7日付けで告示され、当該告示された日時及び場所において市委員会によりくじが適正に行われ、投票記載所に掲示された氏名も文字の大きさ等各候補者間で公平に扱われていることから、適正に執行されている。

3 審査の申立ての理由3について

選挙運動に係る新聞広告について、公選令第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定により、候補者は選挙長の認定を受けた通称を使用しなければならないが、記載内容には別段の制限はないと解釈されており、市委員会が事前に確認を行わなければならないという義務はなく、そのような規定もない。

また、判例によると、選挙人、候補者、選挙運動者等による選挙の取締りないし罰則規定違反は、選挙の規定に違反することに当たるものではなく、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の順守を期待しているものであり、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではない。ただし、このような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている（前掲最高裁判和61年2月18日第三小法廷判決）が、本件選挙において、選挙の自由公正が失われたものといえる特段の事情は認められない。

4 審査の申立ての理由4について

当委員会が市委員会から提出を受けた投票所及び期日前投票所における投票録によると、投票立会人及び期日前投票立会人が選任され、対象となる期間立ち会ったことが確認できたことから、投票所及び期日前投票所内の投票の公平性が確保されていたと考えられる。

そして、高齢有権者にとっての投票所の圧力に関する主張並びに戸別訪問及び投票所までの随伴送迎については、その根拠や証拠等は一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、憶測の範囲を出ない独自の主張であり、採用することはできない。

5 審査の申立ての理由5について

選挙録によると、各候補者からそれぞれ届出のあった者が選挙立会人に選任され、当該選挙立会人の立会いのうえ選挙会が開催されたことから、適正に執行されている。

また、仮に、申立人の求める得票の再集計を行ったとしても、それによって何が明らかになるのか、何を明らかにできるのか等について一切示されていないことから、当委員会としては、その必要性を見出すことができず、申立人の主張は採用することができない。

6 結論

以上のとおり、申立人に係る審査の申立て、すなわち、本件選挙が無効であること及び仮に本件選挙が有効であった場合における下地敏彦の当選が無効であるとの主張は、いずれもその理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年5月26日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

当委員会は、平成29年1月22日執行の宮古島市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年6月13日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸
裁 決 書
沖縄県宮古島市平良字下里1552番地1
審査申立人 岸本 邦弘

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成29年3月14日をもって提起された同年1月22日執行の宮古島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、平成29年2月3日をもって宮古島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同月21日付けで、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月22日に申立人に送達された。

申立人は、同年3月14日、これを不服として当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

1 「としひこ」の通称認定について

- (1) 本件選挙において、下地敏彦が立候補を届け出るに当たっては、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）によらなければならないが、「としひこ」で届け出ており選挙長に受理されている。
- (2) 本件選挙において、下地敏彦は、本名に代わるものとして広く通用していない名だけの「としひこ」を本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）として申請したにもかかわらず、選挙長が戸籍簿上の名であること、かつ、現職市長であることを理由に、その説明及び資料の提示もないまま通称として認定したことは、選挙の規定に違反するものであり、その責任は重大である。

そして、その違反行為により、公明かつ適正さを欠く選挙となり、選挙人の自由に表明せる意思が阻害され、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じた。

2 投票所入場券の郵送件数及び当日有権者数との乖離並びに市委員会の異議の申出に対する決定について

投票所入場券の郵送件数が、当日有権者数より少なく、故意に投票所入場券を抜き取った可能性が考えられる。

また、本件選挙後に当日有権者数を2度も訂正した市委員会の選挙事務について、市民としては全く信

用できない。

なお、原決定を行うに当たって、顧問弁護士などの法律専門家とは一切相談しなかったとのことであり、驚きを禁じ得ない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正及び再補正を命じたところ、申立人から補正書及び再補正書が提出されたので、これを適法なものと認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を、申立人からはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、選挙の効力を争う争訟において、いかなる場合に選挙が無効とされるかは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項に規定されるように、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和60年（行ツ）第181号同61年2月18日第三小法廷判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（昭和29（オ）第153号同年9月24日第二小法廷判決）とされている。

これらを踏まえ当委員会が行った審理の結果は次のとおりである。

1 審査の申立ての理由1について

(1) 当委員会が市委員会から提出を受けた下地敏彦の立候補の届出関係書類一式を確認したところ、「としひこ」ではなく、本名で届出がされており、立候補の届出に係る手続については、何ら瑕疵はない。

なお、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。）第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定によれば、新聞広告及び投票記載所の氏名等の掲示（以下「氏名等の掲示」という。）等に本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めるときは、立候補の届出の文書に添えて通称認定申請書を提出しなければならないとされており、下地敏彦から「としひこ」を通称とする申請がなされている。

(2) 公選令第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定によれば、公職の候補者が、新聞広告及び氏名等の掲示等に本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めてきたときは、候補者の届出に添えて通称認定申請書を提出せるとともに、本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明させ、かつ、そのことを証するに足りる資料を提出させなければならないとされている。

ただし、本名を漢字に代えてかな書する場合においても、通称認定の手続を要するが、この場合は、事柄の性質上、特にその通用度の説明及びそれを証する資料の提出を要するまでもなく、通称として認定して差し支えないと解釈されている。

しかし、本件選挙において、下地敏彦が通称認定の申請をした名だけの呼称「としひこ」について、市委員会の主張する戸籍簿上の名であること及び現職市長であることを理由として、なんらの説明も受けずに認定したことは公選令の解釈を誤ったものであり、選挙長はその通用度の説明及びそれを証する資料の提出を求めて確認すべきであった。

その点、申立人の通称認定を誤りとする主張に一応の理由はあると言わざるを得ない。

しかしながら、当該規定違反により本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたとする特段の事情は認められない。

なお、本件選挙において、氏が「下地」の候補者は下地敏彦及び下地晃とのため、「しもじ」で投票された得票（以下「しもじ」票という。）は2人にあん分されたが、下地敏彦は名だけの呼称「としひこ」で通称認定されたことから、「しもじ」票が全て下地晃を指していた可能性がないとは言い切れない。

そこで、本件選挙における有効投票のうち、下地敏彦及び下地晃へあん分された「しもじ」票が全て下地晃に入った場合について検証する。

まず、当委員会が市委員会から提出を受けた選挙録によると、「しもじ」のあん分票28票を除いた各

候補者の得票数は次のとおりであった。

下地敏彦 9,568票

奥平一夫 9,212票

真栄城徳彦 6,545票

下地晃 4,012票

そして、「しもじ」のあん分票28票が全て下地晃に入ったとした場合は次のとおりとなる。

下地敏彦 9,568票

奥平一夫 9,212票

真栄城徳彦 6,545票

下地晃 4,040票

よって、仮にあん分票が全て下地晃のものとしたとしても、なお下地敏彦の得票数が他の候補者よりも多いことから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとはいえない。

2 審査の申立ての理由 2について

投票所入場券については、投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果がある等選挙人の便宜に資することから、公選令第31条第1項の規定により、特別の事情がない限り、交付するよう努めなければならないこととされている。そのため、市委員会では、選挙人名簿から移転者及び死亡者等を除いた43,341件を1月10日及び同月12日に発送した。

また、市委員会の当初発表した当日有権者数43,401名が投票所入場券の郵送件数より多いことについては、市委員会が当日有権者数に移転者及び死亡者等を含めていたことによるものであり、その後2度訂正が行われ、最終的に3月24日に43,272名となったが、これは市委員会の当日有権者数の解釈の誤りを正したに過ぎず、いわゆる選挙の規定に違反するものではない。

そして、当該訂正行為の事実を論拠として、相応の理由もなく市委員会の選挙の管理執行の手続を信用できないとの主張は、憶測の範囲を出ない独自の見解であり、また、具体的な立証がないことから、当委員会では判断しない。

なお、異議の申出は、選挙管理委員会において職権により審理決定すべきものとされており、その審理に当たっては、原則として書面により判断し、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることについては、選挙管理委員会で判断されるべきものであり、必ずしも弁護士等の法律専門家に相談をする必要はない。

3 結論

以上のとおり、申立人に係る審査の申立て、すなわち、本件選挙が無効であるとの主張は、その理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年5月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山 尚幸

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

当委員会は、平成29年1月22日執行の宮古島市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年6月13日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸
裁 決 書

沖縄県宮古島市平良字下里1552番地1
審査申立人 岸本 邦弘

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成29年3月14日をもって提起された同年1月22日執行の宮古島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、平成29年2月3日をもって宮古島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同月21日付けで、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月22日に申立人に送達された。

申立人は、3月14日、これを不服として当委員会に対し、本件選挙における下地敏彦の当選を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

1 違法な通称認定をした「としひこ」の投票記載所における氏名等の掲示（以下「氏名等の掲示」という。）の影響について

(1) 本件選挙において、下地敏彦は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代わるものとして広く通用していない名だけの「としひこ」を本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）として申請したにもかかわらず、選挙長が戸籍簿上の名であること、かつ、現職市長であることを理由に、その説明及び資料の提示もないまま通称として認定したことは、選挙の規定に違反するものであり、その責任は重大である。

そして、その違反行為により、公明かつ適正さを欠く選挙となり、選挙人の自由に表明せる意思が阻害され、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じた。

(2) 本件選挙において、氏名等の掲示に選挙規定に違反する「としひこ」が使用されたことで、候補者下地敏彦1人のみ優遇した、公明かつ適正さを欠く選挙となり、選挙人の自由に表明せる意志が阻害され、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたことは疑いない。

2 新聞広告に関する違反について

法令上、本件選挙に当たっては、新聞広告及び氏名等の掲示は通称認定を受けた「としひこ」で統一しなければならないため、新聞広告に掲載された「下地としひこ」は違法である。

投票記載所では見やすく書きやすい「としひこ」を活用し、新聞広告では誰なのか分かり難い「としひこ」ではなく「下地としひこ」を活用する、この二重の違反が駆使されたことで、この選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものとなり、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたことは疑いない。

3 投票所入場券の郵送件数及び当日有権者数との乖離並びに市委員会の異議の申出に対する決定について

投票所入場券の郵送件数が、当日有権者数より少なく、故意に投票所入場券を抜き取った可能性が考えられる。

また、本件選挙後に当日有権者数を2度も訂正した市委員会の選挙事務について、市民としては全く信用できない。

なお、原決定を行うに当たって、顧問弁護士などの法律専門家とは一切相談しなかったとのことであり、驚きを禁じ得ない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正及び再補正を命じたところ、申立人から補正書及び再補正書が提出されたので、これを適法なものと認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を、申立人からはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行つた。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙の効力に関する争訟とは異なり、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

そして、一般的には、選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であるとするもの又はそこで落選人と決定されたものが当選人であることを主張して選挙会の決定の取消しを求めるもののように、選挙会の決定の適不適を争うものであり、選挙の管理の任にある機関の選挙の管理執行の手続に関する規定違反が、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることを理由として争うものではない。

しかし、当選の効力を争うに当たっては、選挙が有効であることが前提であり、選挙が無効であれば当選人決定もあり得ないこととなるため、本件申立てに当たっては、申立人の申し立てた事由から、選挙が無効となるか審理することとする。

1 審査の申立ての理由1について

(1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。）第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定によれば、公職の候補者が、新聞広告及び氏名等の掲示に本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めてきたときは、候補者の届出に添えて通称認定申請書を提出させるとともに、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明させ、かつ、そのことを証するに足りる資料を提出させなければならないとされている。

ただし、本名を漢字に代えてかな書する場合においても、通称認定の手続を要するが、この場合は、事柄の性質上、特にその通用度の説明及びそれを証する資料の提出を要するまでもなく、通称として認定して差し支えないと解釈されている。

しかし、本件選挙において、下地敏彦が通称認定の申請をした名だけの呼称「としひこ」について、市委員会の主張する戸籍簿上の名であること及び現職市長であることを理由として、なんらの説明も受けずに認定したことは公選令の解釈を誤ったものであり、選挙長はその通用度の説明及びそれを証する資料の提出を求めて確認すべきであった。

その点、申立人の通称認定を誤りとする主張に一応の理由はあると言わざるを得ない。

しかしながら、当該規定違反により本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとする特段の事情は認められない。

なお、本件選挙において、氏が「下地」の候補者は下地敏彦及び下地晃というため、「しもじ」で投票された得票（以下「しもじ」票という。）は2人にあん分されたが、下地敏彦は名だけの呼称「としひこ」で通称認定されたことから、「しもじ」票が全て下地晃を指していた可能性がないとは言い切れない。

そこで、本件選挙における有効投票のうち、下地敏彦及び下地晃へあん分された「しもじ」票が全て下地晃に入った場合について検証する。

まず、当委員会が市委員会から提出を受けた選挙録によると、「しもじ」のあん分票28票を除いた各候補者の得票数は次のとおりであった。

下地敏彦	9,568票
奥平一夫	9,212票
真栄城徳彦	6,545票
下地晃	4,012票

そして、「しもじ」のあん分票28票が全て下地晃に入った場合は次のとおりとなる。

下地敏彦	9,568票
奥平一夫	9,212票
真栄城徳彦	6,545票
下地晃	4,040票

よって、仮にあん分票が全て下地晃のものとしたとしても、なお下地敏彦の得票数が他の候補者よりも多いことから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとはいえない。

(2) 候補者が氏名等の掲示について通称が使用されることを求めるときは、公選令第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定により通称を申請することとされており、選挙長において通称が認定された以上、市委員会は氏名等の掲示においては当該通称を使用することとなることから、「としひこ」を使用した市委員会の手続には何ら瑕疵はない。

また、当委員会が市委員会から提出を受けた氏名等の掲示に係る物件を確認したところ、氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所については、平成28年11月7日付けで告示され、当該告示された日時及び場所において市委員会によりくじが適正に行われ、投票記載所に掲示された氏名も文字の大きさ等各候補者間で公平に扱われていることから、適正に執行されている。

2 審査の申立ての理由2について

選挙運動に係る新聞広告について、公選令第89条第5項の規定において準用する公選令第88条第8項の規定により、候補者は選挙長の認定を受けた通称を使用しなければならないが、記載内容には別段の制限はないと解釈されており、市委員会が事前に確認を行わなければならないという義務はなく、そのような規定もない。

また、判例によると、選挙人、候補者、選挙運動者等による選挙の取締りないし罰則規定違反は、選挙の規定に違反することに当たるものではなく、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の順守を期待しているものであり、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨と

するものではない。ただし、このような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている（昭和60年（行ツ）第181号同61年2月18日第三小法廷判決）が、本件選挙において、選挙の自由公正が失われたものといえる特段の事情は認められない。

3 審査の申立ての理由3について

投票所入場券については、投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果がある等選挙人の便宜に資することから、公選令第31条第1項の規定により、特別の事情がない限り、交付するよう努めなければならないこととされている。そのため、市委員会では、選挙人名簿から移転者及び死亡者等を除いた43,341件を1月10日及び同月12日に発送した。

また、市委員会の当初発表した当日有権者数43,401名が投票所入場券の郵送件数より多いことについては、市委員会が当日有権者数に移転者及び死亡者等を含めていたことによるものであり、その後2度訂正が行われ、最終的に3月24日に43,272名となったが、これは市委員会の当日有権者数の解釈の誤りを正したに過ぎず、いわゆる選挙の規定に違反するものではない。

そして、当該訂正行為の事実を論拠として、相応の理由もなく市委員会の選挙の管理執行の手続を信用できないとの主張は、憶測の範囲を出ない独自の見解であり、また、具体的な立証等がないことから、当委員会では判断しない。

なお、異議の申出は、選挙管理委員会において職権により審理決定すべきものとされており、その審理に当たっては、原則として書面により判断し、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めるについては、選挙管理委員会で判断されるべきものであり、必ずしも弁護士等の法律専門家に相談をする必要はない。

4 結論

以上のとおり、本件選挙において、申立人が主張するような無効となる事実は確認できず、また、選挙録によると、本件選挙における当選人の決定について、各候補者からそれぞれ届出のあった者が選挙立会人として選任され、当該選挙立会人の立会いのうえ選挙会で決定されており、当選の無効原因となり得る違法は認められないことから、申立人に係る審査の申立て、すなわち、本件選挙における下地敏彦の当選が無効であるとの主張は、その理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年5月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山尚幸

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--